

平成 22 年度

事業計画

付 収支予算の概要



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

日本赤十字社の使命

わたしたちは、
苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、
いかなる状況下でも、
人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

わたしたちの基本原則

わたしたちは、世界中の赤十字が共有する7つの基本原則にしたがって行動します。

- 人道：人間のいのちと健康、尊厳を守るため、苦痛の予防と軽減に努めます。
- 公平：いかなる差別もせず、最も助けが必要な人を優先します。
- 中立：すべての人の信頼を得て活動するため、いっさいの争いに加わりません。
- 独立：国や他の援助機関の人道活動に協力しますが、赤十字としての自主性を保ちます。
- 奉仕：利益を求めず、人を救うため、自発的に行動します。
- 単一：国内で唯一の赤十字社として、すべての人に開かれた活動を進めます。
- 世界性：世界に広がる赤十字のネットワークを生かし、互いの力を合わせて行動します。

わたしたちの決意

わたしたちは、赤十字運動の担い手として、
人道の実現のために、
利己心と闘い、無関心に陥ることなく、
人の痛みや苦しみに目を向け、
常に想像力をもって行動します。

目 次

ページ

I	今日の社会情勢と日本赤十字社の課題	1
II	平成 22 年度の基本方針と主な取り組み	3
III	平成 22 年度事業計画	8
○紛争・災害や人道問題への対応		
1	国際赤十字・赤新月社連盟「2020 年に向けての戦略」 に基づく活動の実施	8
2	海外での救援活動や開発協力	10
3	国内災害救護体制の充実強化	22
○いのちと健康を守る事業の推進		
4	医療事業の充実	26
5	看護師の教育	33
6	血液事業の推進	36
7	社会福祉事業の実施	51
8	救急法等の普及	54
○赤十字運動への参加と協力		
9	青少年赤十字の活動	57
10	赤十字ボランティアによる活動	60
11	社員募集の推進と財政基盤の強化	63
12	広報を通じた赤十字運動の普及	67
○事業実施体制の整備		
13	職員の資質向上	71
14	業務の適正な遂行	73

[付属資料] 収支予算の概要

I	歳入歳出予算の概要	76
	会計別総括表	77
II	各会計別予算の概要	79
1	一般会計	79
2	医療施設特別会計	93
3	血液事業特別会計	109
4	社会福祉施設特別会計	123
5	退職給与資金特別会計	135
6	退職年金資金特別会計	137
7	損害填補資金特別会計	139

I 今日の社会情勢と日本赤十字社の課題

(1) 国際社会の動きと課題

アフガニスタン、パレスチナ暫定自治区、イラク、スーダンなど、今日、世界では民族、宗教等による紛争やテロが後を絶ちません。

ハイチや中国などでは未曾有の大地震により多くの人命が失われました。また、気候変動の影響は多くの国に自然災害による被害をもたらしています。干ばつなどによりアフリカ地域は深刻な食糧危機に直面しています。新型インフルエンザやH I V・エイズといった新興感染症の脅威も増大しています。

日本赤十字社は、これらの人道危機に対して、昨年11月の国際赤十字・赤新月社連盟（連盟）総会において採択された連盟「2020年に向けての戦略」（①災害救援及び復興支援、②保健医療活動及び災害予防活動、③人々を孤立、排除、摩擦から保護し、社会の構成員として認め合う活動）に基づき、また、連盟がアフリカを最優先支援地域としていることなどをふまえて、緊急救援から復興支援までの継続した支援活動、災害対策や保健衛生分野における開発協力事業を実施します。また、人道危機への対応について、政策決定者や有識者への働きかけ、世論形成などの広報・普及活動にも取り組みます。

(2) 国内の動きと課題

国内では、東海地震など大規模広域災害への脅威が増しており、気候変動の影響による豪雨災害が多発しています。新型インフルエンザへの対策も喫緊の課題となっています。

少子高齢化が急速に進む社会において、周産期医療や子育て支援、高齢者介護の充実が強く望まれています。また、医師、看護師不足は、地域医療に深刻な影響を与えています。

日本赤十字社は、人間のいのちと健康、尊厳を守るという赤十字運動の原点に立ち返って、自然災害に対する救護活動、地震等の大規模広域災害への備え、新型インフルエンザやH I V・エイズへの対策、赤十字の特色を活かした安全・安心な医療サービスの提供、優れた医師や看護師等の確保と育成、少子高齢化に対応した献血の推進と安全対策の強化に取り組んでいきます。

また、子育て支援、災害時の高齢者支援、医療施設と社会福祉施設が連携して高齢者介護について総合的なサービスを提供するなど社会福祉施設の有する資源を活かした活動等に重点を置いて取り組みます。

(3) 活動の実施体制

多くの個人や企業が、ボランティア活動や社会的貢献に強い関心を持っており、赤十字活動への参加を求めています。

一方、景気後退は、日本赤十字社の資金造成をより困難なものとしており、また、国連、各国政府、企業、NGO等、人道問題に取り組む機関や団体との間の競合が厳しさを増す中で、活動の成果について説明責任を果たして行くことがより求められるようになっていきます。

さらに、活動の実施にあたっては、法令遵守、情報公開、個人情報保護、活動の透明性を確保することが、一層求められるようになってきています。

このような状況をふまえて、日本赤十字社は、赤十字の使命に基づいて、社会のニーズを的確に捉え、単年度にとどまらない活動目標を設定し、計画的かつ継続的な取り組みを行います。

また、ボランティアの力をはじめ、日本赤十字社が有する資源を最大限に活用するとともに、企業とのパートナーシップを推進し、外部資源の活用を図ります。

公益法人制度改革に準拠して、活動資金の使途や財政状況の情報公開を積極的に進め、活動の評価・監査に取り組み、広報を充実させ、国民への説明責任を果たし、より多くの国民から理解と賛同、参加と協力が得られるよう努めます。

Ⅱ 平成 22 年度の基本方針と主な取り組み

1 日本赤十字社の使命に基づく活動の実施

日本赤十字社の使命に基づいて、活動を見直し、社会のニーズを的確に捉えた取り組みを国民の理解と参加を得て実施します。

・ 国際赤十字の方針に沿った活動の展開

国際赤十字の政策や活動方針・運営について提言を行うとともに、今後 10 年間の活動の方向性を定めた連盟「2020 年に向けての戦略」を基軸として、日本赤十字社の国内外の活動を推進します。

・ 緊急救援から開発協力までの持続的な支援

平成 22 年 1 月に発生したハイチ大地震の被災者への支援に全力で取り組むとともに、未だ復興の途上にある中国大地震災害やミャンマー・サイクロン災害の被災者への支援活動を継続します。また、保健衛生上の脅威が最も深刻なアフリカ地域を中心に疾病の予防や健康増進に中・長期的に取り組めます。

・ 質の高い医療サービスの提供

厳しい経営環境の中で、全国の赤十字の医療施設が質の高い地域医療サービスを提供するため、安定した経営基盤造りを進め、特に、経営が悪化している施設においては、機能転換を含む抜本的な運営体制の見直しを行います。また、医師を育成・確保するために、赤十字のグループメリットを活かした臨床研修プログラムを実施するとともに、医師派遣拠点病院事業の充実を図り、医師が不足する病院への医師派遣を行います。

・ 献血構造改革

少子高齢化が進む中であって安全な血液を安定的に供給するために、若年層の献血推進、献血協力団体や協賛企業を通じた集団献血の推進、複数回献血の協力者の確保等、一人でも多くの方に継続的に献血をしていただく取り組みを行います。

- ・ **育児支援・高齢者ケアの支援**

赤十字の社会福祉施設とボランティア、行政などが連携して、地域住民の育児を支援する講習会や育児相談などを行います。また、特別養護老人ホームの運営を充実させるため、職員の資質向上やサービスの充実を図ります。

2 **総合力を活かした活動の実施**

全社的、横断的な取り組みにより、本社、支部、医療施設、血液センター、社会福祉施設、看護教育施設等が有する機能を最大限に活用できるよう連携し、日本赤十字社の総合力を発揮した活動を実施します。

- ・ **大規模災害に対する救護体制の確立**

東海地震、首都直下地震等の大規模災害に対する対応計画を作成し、日本赤十字社の医療、血液、社会福祉等の各事業が有する資源とノウハウを活用し、防災ボランティアを養成するなど、救護活動の体制を強化します。

- ・ **看護教育の充実**

看護教育施設の運営体制を強化し、将来を担う質の高い看護師を養成します。本社、支部、医療施設、看護教育施設が協働して看護学生を募集し、医療施設と看護教育施設が連携して、看護学生への実習指導を充実させます。

- ・ **地域に根ざした活動の実施**

地区・分区と赤十字奉仕団との連携を図り、地域に根ざしたボランティア活動を推進し、地域住民へのサービスの提供を充実させます。

3 全社的広報活動の推進

『もっとクロス！計画』を通じて、全社的、総合的広報を推進し、赤十字の使命と活動を国民にアピールしていきます。

・『もっとクロス！』の実践

これまで培った社内キャンペーンの蓄積をもとに、赤十字の使命と活動を国民に広くアピールするため、積極的に情報発信を行います。メディアの力を活用し、赤十字 150 年キャンペーンなどを通じて、国民の参加と協力の輪を広げます。

・効果的な広報戦略の推進

各施設のホームページや広報誌のデザインを統一し、日本赤十字社として同一のメッセージを発信します。広報特使の活動や、新聞広告、インターネットを活用した広報活動を展開します。

4 活動の透明性の確保と説明責任の履行

日本赤十字社は、社員、ボランティアなどの協力、参加と支援を得て活動を実施しており、法令遵守、活動の適正な執行は不可欠です。このため、赤十字が実施する活動の透明性を確保し、説明責任を果たします。

・情報システム管理体制の構築

時代の要請に即した情報システムの管理体制を構築します。IT資産の適正な管理を進めるとともに、個人情報の保護を徹底します。

・適正な活動のための監査の充実

全国の支部・施設の活動が適正に実施されるよう、内部監査と、外部専門家等による監査を充実させます。

5 安全性の確保と危機管理体制の強化

安全と安心を最優先とした活動の実施に努めるとともに、事故の発生を予防するための取り組みを積極的に行います。万一の事故の発生に際しては、迅速な報告と社会通念に合致した適正な対応が行われるよう体制を整えるとともに、事故の再発防止を図るなど危機管理体制を強化します。

・安全・安心の医療提供体制の構築

安全・安心の医療サービスを提供するため、職員の医療安全に関する知識・技能を高める研修を実施するとともに、医療施設間の情報交換を促し、医療事故や院内感染を防止します。

・安全な血液の安定供給

血液の安全性を確保するため、核酸増幅検査（NAT）の精度向上など従前の取り組みに加えて、輸血用血液製剤の感染性因子の低減化技術に関する研究を進めます。また、初めて献血する方に向けた解説ビデオを作成するなどして、献血者の安全確保も徹底します。

6 個人、法人等に対する赤十字活動への参加の働きかけ

個人、法人等に対して社資への協力をいただくための取り組みを進めるとともに、社会貢献のための様々なプログラムを提示し、赤十字活動への積極的な参加、主体的な取り組みを促進します。

・企業等とのパートナーシップの構築

企業等の社会貢献活動を通じた様々なパートナーシップ活動を創出するため、赤十字の活動と企業の参加を結びつける魅力的な活動メニューを提示します。

・社資募集の強化

一人でも多くの方に社員となっただけできるよう、国民に対する十分な情報提供を行います。戸別訪問による社資の募集を中心に、協力者が選択できる様々な社員加入と資金協力の方法を拡大します。

- ・ **青少年赤十字とボランティアの活動**

青少年赤十字とボランティアの活動内容を充実させる取り組みを行います。青少年赤十字メンバーの国際交流や青年赤十字奉仕団のH I V・エイズ予防啓発活動など、身近な地域での活動から世界につながる取り組みまで、様々な活動を展開します。

- ・ **時代に即した救急法等の普及**

高齢者の健康増進、自立支援に焦点をあてた「赤十字健康生活支援講習」を普及するとともに、救急法の講習を受け持つボランティア指導員の養成を拡充します。

7 環境に配慮した活動の実施

省エネルギー、資源の有効な活用など無駄を無くし、環境に配慮して事業を実施します。特に、改正省エネ法に準拠したエネルギーの適正使用と抑制に努め、地球環境を守ります。

施設の新・改築等に合わせて、自然エネルギーの活用、省エネ設備の導入などの新たな施策も行います。

Ⅲ 平成 22 年度事業計画

1 国際赤十字・赤新月社連盟「2020 年に向けての戦略」に基づく活動の実施

連盟は、2009 年 11 月のナイロビでの総会において、今後 10 年間の活動の方向性を定めた「2020 年に向けての戦略」を採択しました。これは各社の今後の展開の基盤をなすものであり、日本赤十字社にとっても活動に反映すべき指針です。また同総会において、近衛忠輝社長が第 15 代の連盟会長に選出されました。日本赤十字社は、世界 186 の赤十字社、赤新月社からなる連盟の会長社として、国際赤十字運動の発展に貢献していくことが求められています。日本赤十字社のすべての構成員が、「2020 年に向けての戦略」を自らの課題としてとらえ活動を見直すとともに、その成果を国民に発信し、国民の理解と支援が得られるよう努めていく必要があります。

「2020 年に向けての戦略」の主な内容

「2020 年に向けての戦略」は、「私たちは何か」「私たちは何をすべきか」「私たちはどのように行動するのか」という 3 つの柱から構成されています。その主な内容は以下のとおりです。

(1) 私たちは何か（赤十字の使命と役割）

弱者の生活を改善することを使命とする赤十字は、地域社会とそのニーズの変化をふまえながら、その優位性（社員とボランティアのネットワーク）を活かして、人々の苦痛の予防と軽減に貢献します。

(2) 私たちは何をすべきか（赤十字の活動分野）

赤十字は、その時代や地域に即して様々な人道的課題のために活動しますが、今後 10 年間は、特に以下の活動分野に優先的に取り組みます。

ア 活動分野 1：災害救援及び復興支援

地域社会の対応能力を超えた災害に対処し、地域社会が再建できるよう復興を支援します。

イ 活動分野 2：保健医療活動及び災害予防活動

個人や地域社会が災害や病気からの回復力を強化できるよう、次の活動を支援します。

(ア) 保健医療活動（含、血液事業）

救急法の基礎知識や技術を普及します。HIV、結核等の感染症の予防策を進め、新型インフルエンザのような新興感染症に備えます。また、自発的な無償献血を推進するとともに、安全な血液・血漿分画製剤の供給を提唱します。さらに母子保健や小児医療、運動と栄養のバランス、喫煙、アルコール・薬物乱用への対策、ストレス管理、HIVなどに対する社会的偏見の防止、交通安全に取り組めます。

(イ) 気候変動等の影響による災害の予防

自然災害リスクの調査・分析を行い、地域に即した対策を立案します。地域社会における二酸化炭素排出量を最適化するエネルギーの効率的利用なども促進します。

ウ 活動分野3：人々を孤立、排除、摩擦から保護し、社会の構成員として認め合う活動

社会的、経済的に不利な条件におかれた人々（高齢者、障害や特定疾患を持つ人、孤児、児童、女性、移民等）の社会的統合を促進します。

(3) 私たちはどのように行動するのか（赤十字の活動手段・方法）

ア 具体的な活動への取り組み方

(ア) 国内体制の強化

強力な組織基盤を形成するため、地域社会における社員、ボランティア、とりわけ青少年ボランティアのネットワークを育成したうえで、弱者の新たなニーズに関し早期に警告を発し、危機の予防または沈静化を促します。また、人道問題、災害救援、保健医療、社会福祉などの分野で政府の補助的役割を果たしていくとともに、支援を必要とする人々に対して信頼できる適切なサービスを提供するために、外部の市民団体、学術団体など専門家、企業との協力を強化します。

(イ) 連盟との関わり

最新の専門知識を得るため連盟の情報共有ネットワークを利用します。また、連盟の定める枠組みに従って、受益者、寄付者、政府など外部パートナーなどの利害関係者に対し、ニーズの評価、優先度、実施計画、モニタリング、実績評価などについて説明責任を果たします。

イ 計画の策定と評価

各国赤十字社は「2020年に向けての戦略」に基づき数値目標を設定した事業計画を策定し、共通の指標を用いて事業の進捗状況を定期的に評価します。

2 海外での救援活動や開発協力

課題と事業目標

世界各地で発生する災害はとどまることを知らず、気候変動の影響と思われる干ばつや洪水、地震などの自然災害により、毎年多くの人命と財産が失われています。また、H I V・エイズをはじめとする感染症や食糧危機などによる死者数も減ることがありません。こうした中、世界最大の人道機関と言われる赤十字の果たす役割への期待はさらに高まっています。

日本赤十字社は、連盟が策定した「2020 年に向けての戦略」と、日本赤十字社が策定した「日本赤十字社の国際活動の基本方針（2009 年度～2013 年度）」に基づき、平成 22 年度においても、国際赤十字の一員として、ハイチ大地震災害被災者への支援に全力で取り組むとともに、災害に備えた人材育成や資材整備、中国大地震災害やミャンマー・サイクロン災害の被災者への復興支援活動を継続します。また、保健衛生上の脅威が最も深刻なアフリカ地域を中心に疾病の予防や健康増進に重点を置いた中・長期の支援を実施します。

(1) 国際赤十字への貢献

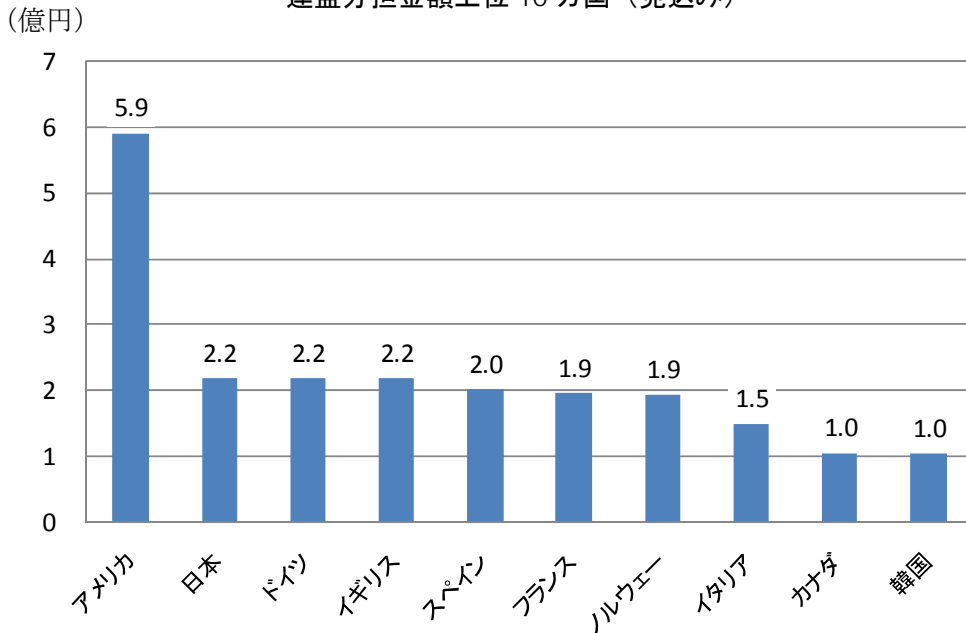
ア 国際赤十字の政策への提言

連盟理事会や支援社会議、各地域赤十字社幹部会議等において日本赤十字社から、国際赤十字の政策や活動方針・運営に提言を行い、活動の円滑な推進を図り、全世界に広がる国際赤十字・赤新月運動に積極的に貢献します。

イ 分担金等拠出

紛争、災害時の救援活動をはじめ、防災活動や健康増進への支援等、各国赤十字社の活動基盤を支える国際赤十字機関本部の管理経費への資金拠出として、連盟に対し分担金 2 億 2 千万円（全加盟社総額の 7%相当）、赤十字国際委員会（I C R C）に対し任意拠出金 7 千 200 万円の拠出を行います。

連盟分担金額上位 10 カ国（見込み）



ウ 昭憲皇太后基金への資金拠出

昭憲皇太后基金は、明治 45 年（1912 年）第 9 回赤十字国際会議の際に昭憲皇太后が赤十字の平時の事業を奨励するために国際赤十字に 10 万円を寄付されたことにより創設された世界で最も古い開発協力基金と言えます。日本赤十字社は、途上国の開発協力を資することを目的として、同基金の増額を図るために平成 15 年度から毎年 500 万円の資金拠出を継続的に行っており、昨年開催された国際赤十字・赤新月運動代表者会議においても、感謝の意が示されました。同基金は平成 22 年度も国際赤十字による選考手続きを経て、途上国の赤十字社の人道活動を支援するために活用されます。

エ ICRC との連携強化

ICRC 駐日事務所への協力を通じ、ICRC のアジアでの活動を支援していくとともに、わが国における国際人道法の普及と履行に努めます。また、ICRC と連携した、国内広報活動に取り組みます。



ICRC 事業総局長 来日講演会の開催

(2) 人道問題への関心喚起

人道問題への関心喚起及び人道法の普及は赤十字の重要な使命のひとつです。一人ひとりの命の尊厳が脅かされ苦しむ現状を広く伝えていくことは、深刻な人道的危機の予防・軽減に向けた一歩となります。また同時に、こうした現状に取り組む赤十字の活動や国際人道法の考え方を普及して理解・協力を求めていくことは、赤十字の組織基盤の強化にも寄与するものです。

平成22年度も、海外で発生した災害や紛争による被災者の支援と途上国への開発協力を行うための義援金キャンペーンである「NHK海外たすけあい」を実施し、その一環として『赤十字シンポジウム』を開催します。シンポジウムでは、活動の映像やパネルディスカッションなどを通じて人道問題に対する国民一般の関心を喚起していきます。また、eメールを活用した『赤十字国際ニュース』の発行や国際協力団体が集う広報イベント等への積極的な参加を通して、日本赤十字社の取り組みを情報発信し、国際的な人道問題に関する世論を形成していきます。



赤十字シンポジウムの開催



「NHK 海外たすけあい」関連イベント



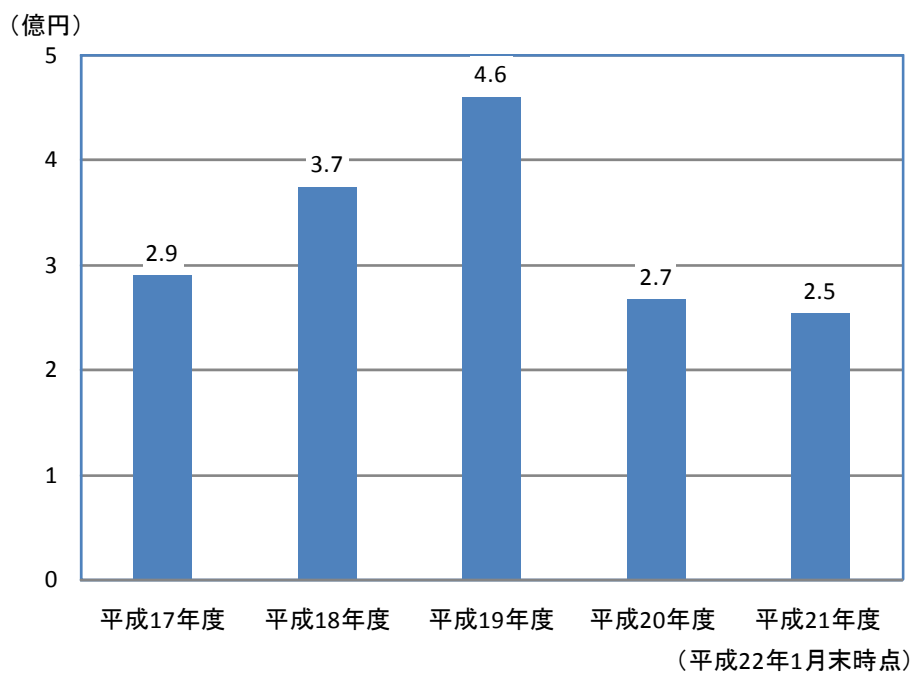
赤十字国際ニュースの発行
(kokusai@jrc.or.jp)

(3) 災害への取り組み

ア 緊急救援

日本赤十字社は、連盟及び I C R C と連携して災害の被災者や紛争の犠牲者のための効果的な人道支援を行います。

緊急アピールへの対応額の推移



イ 緊急即応体制の整備

(ア) ERU (緊急対応ユニット)

突発的な大規模災害に対し、連盟の要請に応じて常に出動できるよう、基礎保健ERUを備え、維持管理します。平成22年度は、既存のERUの機能をさらに拡充し、紛争時を想定したI C R Cの緊急救援活動に対応するための整備を進めます。



ハイチ大地震災害で出動したERU

(イ) 救援物資の備蓄

アジア・太平洋地域における突発的な災害に対し、被災者へ迅速に救援物資を届けるため、救援物資（1万世帯分の毛布、調理器具、ビニールシート、工具セット、ポリタンク、衛生用品、蚊帳等）をマレーシアの連盟倉庫に備蓄します。また、新たな備蓄地を検討するほか、これら救援物資の管理を円滑に行うための知識、経験を有する職員を養成します。



マレーシアの倉庫に保管されている救援物資

(ウ) アジア・太平洋地域広域防災支援

アジア・太平洋地域における災害への備えとして、給水・衛生キットをあらかじめ災害多発国や特定の地域に配備するとともに、各国の赤十字社のボランティアと日本赤十字社との合同訓練などを実施します。平成22年度は給水・衛生キットの具体的な整備計画を策定し、災害多発国または地域に配備します。

ウ 紛争犠牲者救援

(ア) パキスタン

パキスタンでは、平成21年5月以降、戦闘が激化し、国内避難民は約190万人にのぼっています。ICRCは、40万人を対象に食糧や救援物資の配付、飲料水の提供、9カ所の国内避難民キャンプの運営を行っています。ICRCペシャワール戦傷外科病院には戦禍に巻き込まれた人々が運ばれ、同年5月末には1週間に179回の手術が行われるなど患者が急増しており、病床数を60床から95床に増やして戦傷外科、義肢義足の提供、リハビリテーションなどを行っています。

日本赤十字社は、同病院に看護師1名、放射線技師1名を派遣しており、平成22年度も引き続き医療要員を派遣します。

(イ) アフガニスタン

アフガニスタンにおける戦闘は、平成 20 年以降激化し、一般市民の負傷者数は増加し、食糧事情も悪化しています。I C R C は、虐待や強制退去などの国際人道法の違反行為を抑止、抑留施設の訪問等による抑留者の待遇の改善、戦闘の負傷者を受け入れている病院や地域の救急・医療システムへの支援、紛争犠牲者への食糧や衛生用品等の配付、給水施設の設置などを行っています。

日本赤十字社は、I C R C ミルワイズ地域病院に看護師 2 名、助産師 1 名を派遣しています。318 床を有する同病院は、同国南部 5 県約 370 万人へ医療を提供するとともに紛争で傷ついた人々の治療を行う唯一の病院としての重要な役割を担っており、平成 22 年度も引き続き同病院への医療要員を派遣します。

エ 復興支援

ハイチ大地震災害（平成 22 年 1 月発生）、スマトラ島西部地震災害（平成 21 年 9 月発生）、サモア地震・津波災害（平成 21 年 9 月発生）、ミャンマー・サイクロン災害（平成 20 年 5 月発生）、中国大地震災害（平成 20 年 5 月発生）、スマトラ島沖地震・津波災害（平成 16 年 12 月発生）などの大規模災害の被災地において、被災地域住民の命と健康を守り、将来の災害を予防するための復興支援事業を実施します。

(ア) ハイチ大地震災害復興支援

平成 22 年 1 月 12 日（現地時間）に発生した地震は、死者 21 万人以上、被災者数約 300 万人に上る大被害をもたらし、地震による死者数では南北アメリカ史上最悪の惨事となりました。また、同国は政治的・経済的にも極めて脆弱な国であったこともあり、国を揺るがす被害の大きさに世界の注目が集まりました。日本赤十字社は、発災当日に被災状況調査にあたる職員を派遣した他、基礎保健 E R U を出動させ、国際赤十字と協働しながら被災者への医療支援を行っています。今後は支援のニーズを見極めたうえで、ハイチ赤十字社や連盟と協力して復興支援を実施します。



E R U での診療

(イ) スマトラ島西部地震災害復興支援

平成 21 年 9 月 30 日、10 月 1 日と立て続けにインドネシア・スマトラ島を襲った地震により死者 804 人、倒半壊家屋 26 万 4,000 戸以上の被害が発生しました。日本赤十字社は総額 9,200 万円に上る資金・物資援助を行ったほか、医師、看護師を派遣し、インドネシア赤十字社の医療チームとともに活動しました。今後はインドネシア赤十字社や連盟と協力して復興支援を実施します。



被災者の血圧を測る日赤看護師

(ウ) サモア地震・津波災害復興支援

平成 21 年 9 月にサモア諸島沖で発生したマグニチュード 8.3 と推定される地震により周辺の国々に津波被害が発生し、サモア独立国、トンガ王国、アメリカ領サモアで死者 140 人以上、行方不明者 6 人、被災者数 1 万 5,000 人にのぼる被害を受けました。日本赤十字社は、860 万円の資金援助を行うとともに、平成 22 年 2 月から連盟の復興支援事業を担当する要員を派遣しています。

(エ) ミャンマー・サイクロン災害復興支援

平成 22 年度は引き続き住宅再建、生計再建、保健・衛生、防災対策、小学校建設等の事業を支援していきます。従来のもよりも風雨に強い住宅や小学校を建設するとともに、生計手段を失った被災者が農業や漁業等の生業を再開し、経済活動が営めるように支援します。同時に、住民や学校の児童を対象にした健康・衛生教育や、ボランティアを対象にした防災の研修を行い、今後の災害に対応できる人材を育成します。

(オ) 中国大地震災害復興支援

被災地では損壊した建物の再建が急ピッチで進んでいます。平成 21 年度は学校 26 校、病院 39 ヶ所、クリニック 54 ヶ所の再建支援を行いました。平成 22 年度は現在進行中の学校、病院施設再建事業のモニタリングを行うとともに、中国紅十字会の防災・災害対応能力強化のための国内災害向けの緊急対応ユニット（d E R U）の支援を行います。

(カ) スマトラ島沖地震・津波災害復興支援

平成17年度から5ヵ年復興支援計画として実施した本事業は、住宅再建やマングローブ植林を通じた地域防災、保健衛生知識の普及などの成果を生み、既に事業の大半が終了しております。平成22年度は事業評価や活動記録のとりまとめ等を行い、将来の活動に活かしていきます。

オ 地域社会に根ざした災害対策

災害による被害を軽減させるためには、いかに将来の災害に備えて対策を講じておくかが重要となります。地域の災害対応能力を高め、発生する被害を軽減するために、住民やボランティアの参加を得て、地域に根ざした災害対策活動を支援していきます。

日本赤十字社は毎年台風が襲来し、沿岸地域の住宅や田畑が被害を受けているベトナム北部において、ベトナム赤十字社が実施している災害対策・マングローブ植林事業への支援をさらに展開していきます。



マングローブ林の保護活動を行う
赤十字ボランティア

(4) 保健衛生への取り組み

政府の力が必ずしも十分ではない途上国では、多くの人々が基本的な保健サービスを受けられずに命を落としています。日本赤十字社は、人々が保健衛生上の脅威にさらされる中で、自助努力により活動ができるように、アフリカ地域を中心に、疾病の予防と健康増進にかかる知識、行動の改善のための支援を行います。

ア ケニア地域保健強化学業

感染症や新生児特有の病気が原因の5歳未満児の疾病・死亡の減少に貢献するため、日本赤十字社はケニア赤十字社と協力して平成19年11月から地域保健強化学業を開始しました。この事業では、地域保健師及び保健ボランティアの育成、住民を対象とした保健知識の普及、月1回の移動診療、薬剤を塗った蚊帳の配付等の活動を行うとともに、地域の医療サービスの拠点となる保健医療施設のインフラ設備（井戸、太陽光発電装置、無線装置）と医療機材の整備を行います。



移動診療所で薬の処方を受ける母子

イ ウガンダ母子保健事業

20年間に及んだ内戦が終結したウガンダ北部は現在復興段階にあり、崩壊した医療保健サービスの再建が急がれています。こうした状況下において、特に妊産婦は十分な医療サービスを受けることが困難で、出産の度に母子ともに生命の危険に晒されています。日本赤十字社は、出産環境の改善を目的に、妊産婦を対象に安全な出産に最低限必要な物品をまとめた「ママ・バッグ」の配付、地域保健師や赤十字ボランティアによる住民への安全な出産に関する知識の普及、妊産婦の産前産後のケア、保健施設への医療機材の整備を行います。

ウ ジンバブエにおけるHIV・エイズ事業

日本赤十字社は、HIV・エイズの状況が世界で最も深刻な南部アフリカのジンバブエにおいて、HIV・エイズ対策事業を支援しています。平成22年度も、HIV陽性者やエイズ患者に対するケアとサポート、HIV・エイズに関する正しい知識と予防策の普及、HIV・エイズに対する社会的な差別と偏見をなくすための活動を支援します。



エイズで親を亡くした子どもたちへの心のケア

エ 救急法等講習普及支援事業

救急医療体制が未整備で、医療サービスへのアクセスが限られている地域では、ケガや病気が直接命にかかわることも少なくありません。

日本赤十字社は、こうした地域で活動するアジア・太平洋地域の赤十字社・赤新月社の救急法等の講習普及事業を財政的に支援するとともに、救急法指導員等を現地に派遣し、技術的な支援も行っています。

平成 22 年度は、東ティモール、パキスタン、カンボジア、ミャンマーの赤十字社・赤新月社に対し、これらの支援と事業評価等を継続して行います。



現地指導員に技術指導する日赤指導員
(東ティモール)

(5) 国際活動実施体制の充実・人材育成

日本赤十字社では、全国 5 カ所の赤十字病院を国際医療救援拠点病院に指定しています。これらの病院と連携し、海外派遣を前提として効果的な研修を実施して、海外派遣要員を育成します。

さらに、より多く現場を踏ませることで、実務経験と知見を積む機会を設けていくほか、育成・派遣した人材が健康かつ安全に活動できるよう、各種研修会を実施するなど支援体制を拡充します。

平成 22 年度に実施する主な研修（本社主催）

研修会名	目的	対象人数
国際救援・開発協力要員研修会（IMPACT）	海外での災害や紛争下の活動に向けて、演習を実施→修了者は海外派遣要員として登録	約 20 人
基礎保健 ERU 研修会	緊急対応ユニット（ERU）の活動に必要な知識・技術の習得	約 30 人

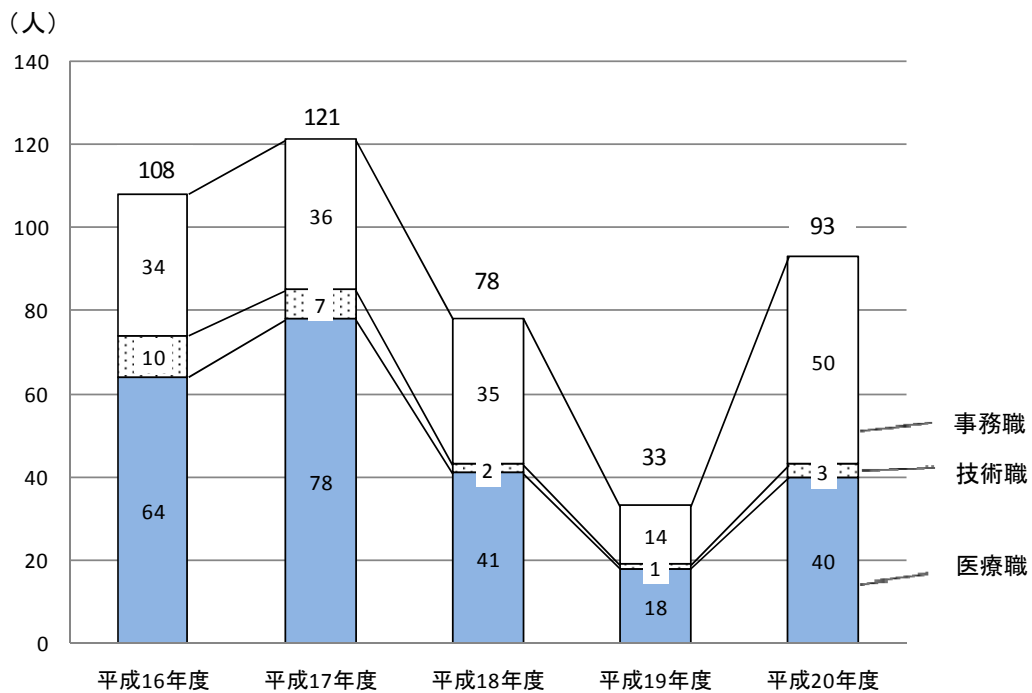


国際救援・開発協力要員研修会
（国際赤十字の講師による討議）



基礎保健ERU研修会（テントの設営訓練）

派遣職員数



（6） 離散家族支援

平成19年（2007年）に開催された赤十字・赤新月国際会議で採択された国際赤十字の「離散家族支援戦略」は、紛争や自然災害によって離散した家族の再会を促進するために、10年間をかけて国際赤十字としての体制整

備を図ることを目指したものです。日本国内で大規模災害又は武力攻撃事態等が発生した場合には、日本赤十字社防災業務計画及び国民保護法に規定された外国人の安否調査業務を十分に遂行できるよう、消防庁と専用回線で接続された安否情報システムの運用などの体制整備を図ります。

平成 22 年度においては、安否調査業務を継続するほか、安否調査業務手順及び実務マニュアルの改訂、職員研修等を実施します。

(7) その他の国際活動

ア 国際交流

各都道府県支部、病院、血液センターの職員の研修、赤十字ボランティア等による親善活動、青少年赤十字の国際活動としての海外の赤十字社への訪問や、青少年赤十字メンバー等の受け入れ、海外からの医療・看護等の研修受託を実施して、国際交流を進めます。

イ 在サハリン「韓国人」支援事業

本事業は既に過去 20 年にわたり、政府の委託を受けて、大韓赤十字社と連携・協力しながら実施されてきたもので、平成 22 年度も、第二次世界大戦後サハリンに残留した「韓国人」の大韓民国への一時帰国及び永住帰国並びに永住帰国者のサハリン再訪問の支援を行うとともに、サハリンに留まることを希望する「韓国人」への、医療相談サービスを提供します。

3 国内災害救護体制の充実強化

課題と事業目標

災害時の救護活動は、日本赤十字社の重要な任務の一つです。迅速性と継続性を基本に、災害の超急性期から慢性期に至る医療救護をはじめ、被災者のニーズに対応した活動を実施するための体制を整備することにしていきます。

特に、災害の超急性期における救護活動の体制を強化するために日赤救護活動実践研修会（通称：日赤DMA T研修会）を重点的に行い、災害救護活動全体のレベルアップを図ります。

また、災害時のこころのケア活動など被災者の視点に立った活動を実施します。

（１）大規模地震対応計画の整備

ア 日本赤十字社防災業務計画の改定

日本赤十字社防災業務計画は、阪神・淡路大震災の活動評価をふまえ、平成 8 年に改定しました。その後、東海地震の地震防災対策強化地域にかかる地震防災基本計画や東南海・南海地震等にかかる特別措置法など国の防災対策の法制整備が進み、日本赤十字社における災害救護業務体制も整備されたことから、同業務計画についても、各支部の意見を反映させて内容の見直しを図り、改正案を作成しました。

平成 22 年度は、本業務計画に基づき、各支部における災害救護計画作成を進めていきます。

イ 東海地震及び首都直下地震対応計画の作成

東海地震は、日本で唯一予知の可能な地震であり、国は大規模地震対策特別措置法により、東海地震を想定した対応計画を策定しています。

この計画では、東海地震が発生すると、静岡県、愛知県を中心とする 8 都県 174 市町村に被害が及び、被害が比較的少ないといわれる予知型であっても、地震の揺れ、津波、火災等により 2,000 人を超える死者が出るということが想定されています。

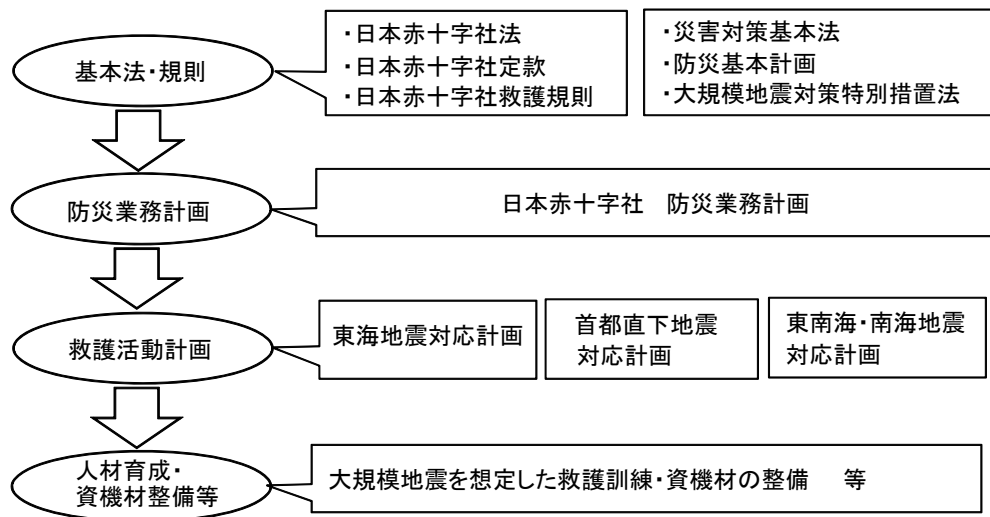
日本赤十字社では、平成 19 年度から東海地震対応計画（案）の作成を

進めていますが、同計画に基づき本社において災害救護訓練を実施し、計画内容を検証しました。その結果をふまえ、日本赤十字社東海地震対応計画を作成しました。

平成 22 年度は、同対応計画に基づき各支部において実行計画を作成し、同対応計画の周知・訓練を実施します。

また、東海地震対応計画に引き続き、マグニチュード 7 クラスと想定される首都直下地震や東南海・南海地震についての対応計画の作成に順次着手します。

救護活動における対応計画等の位置づけ



(2) 救護員等の養成・育成

日本赤十字社の災害救護活動は、発災から被災地におけるニーズが終息するまで長期に及びますが、特に災害の超急性期といわれる発災後 48 時間以内の救護活動の強化が課題とされています。

これに応え、救護班全体のレベルアップを図るため、平成 21 年度から日赤DMAT研修会を開始し、3 回の研修会を通じて 37 病院の救護班と支部救護担当者 174 名が受講しました。

この研修会については、医療施設からの開催要望が強く、救護活動のレベルアップに直接つながることから、各病院から 1 個班が本研修を受講することを目標に、平成 22 年度は 4 回開催します。



平成 21 年 8 月兵庫県佐用町豪雨災害における姫路赤十字病院救護班（兵庫県支部）



広域搬送実働訓練における傷病者観察と手当て（日赤DMA T研修会）

（3）こころのケア研修の充実

日本赤十字社では、災害時におけるこころのケア活動を救護活動の重要な柱の一つに位置づけ、平成 18 年度からこころのケア指導者養成研修会を実施し、平成 21 年度までに約 350 名の指導者を養成してきました。

本研修の修了者は、各支部で救護員を対象にしたこころのケア要員研修及び防災ボランティアに対する研修の講師となり、こころのケア活動の普及とこころのケア要員の確保という役割を担っております。平成 16 年の新潟県中越地震災害以降、こころのケア活動の実績が定着しており、今後は各支部単位での研修の充実に努めます。

（4）防災ボランティア活動体制の見直し

防災ボランティアについては、その活動内容を充実し、活動体制を強固なものとするため、平成 20 年度に防災ボランティア活動体制検討会を開催し、同検討会からの赤十字防災ボランティアの活動や役割、育成・確保についての提言を受け今後の体制整備の指針としたところです。

特に、防災ボランティア・リーダーの養成については、平成 14 年度以降、本社で養成研修会を開催していなかったため、各支部の防災ボランティア・リーダー数が減少し、また、全国的にリーダー数の格差が生じています。このことから、平成 22 年度は防災ボランティア・リーダー養成研修会を開催します。同研修会は、平成 22 年度から 3 ヶ年間実施し、平成 25 年度に評価を行います。

(5) 救護資機材の整備

日本赤十字社は、災害の特性や救護技術水準の発展・進歩に応じて国民保護救援関連活動資機材（NBC）、移動式仮設診療所（dERU）などの救護資機材を計画的に整備してきました。

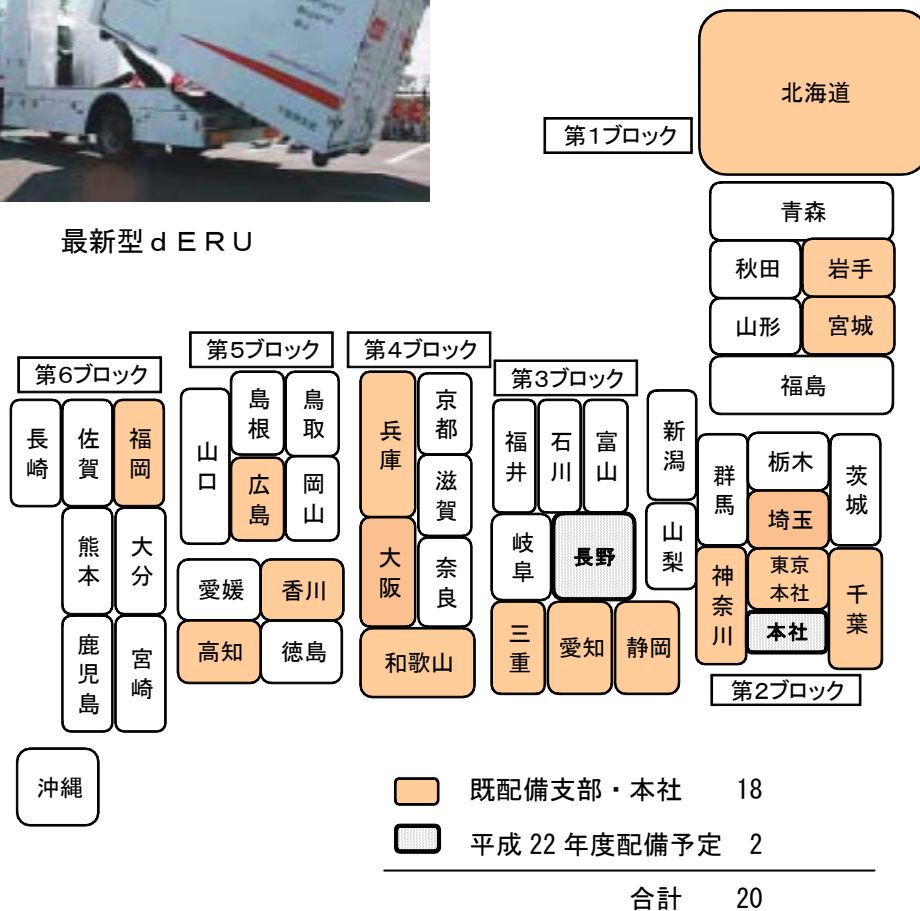
大規模災害が発生した時に、被災地での救護活動の拠点となる移動式仮設診療所（dERU）については、平成 16 年度から年次計画に基づき、各ブロックへの配備を進めており、これまでに本社と 17 の支部への配備が終了しました。

平成 22 年度は、東海地震防災対策強化地域の長野県支部ほか 1 ヶ所に整備することとしています。



最新型 dERU

災害時の移動式仮設診療所（dERU）配備状況



4 医療事業の充実

課題と事業目標

平成 22 年度の診療報酬改定では、医療費全体では 10 年ぶりとなるプラス改定ではあるものの、経済状況のさらなる悪化の影響を受け、引き上げ幅は 0.19% に留まりました。高齢者人口の拡大により医療費は自然増加し、景気低迷による税収増加が望めない状況では、引き続き財政的見地からの病院経営の効率化が求められています。また、最大の課題である医師不足の問題や勤務医の過重労働問題などを抱え、疲弊した地域医療の再生に向けての即効性のある解決策は見出せていない状況です。

このような中で、第 5 次医療法改正により地域における医療機能の分化・連携が推進されていますが、赤十字の医療施設においては、地域の中核病院として国の政策的医療に積極的に取り組み、公的医療機関としての役割をより明確に打ち出す必要があります。また同時に、他の医療機関にない赤十字医療施設の特徴として、国内外の災害医療救援、発展途上国の保健衛生面における開発協力事業等への貢献があり、公的医療機関の中での存在感を打ち出すため、これらの事業について積極的に推進することとしています。

さらに、本社の本部機能の強化を図り、施設間の連携を強め、グループ病院としてのメリットを活かした方策を進めます。

(1) 赤十字医療施設の特色を発揮した事業の強化

赤十字らしさを求めた運営改善への取り組みとして、「赤十字病院の赤十字としての機能に関する自己評価」を実施しているところです。同評価の結果に基づき、赤十字医療施設としての役割を運営全般にわたり認識し、安定した医療提供はもとより赤十字事業の要として各種事業に取り組んでいきます。特に、赤十字医療施設の最大の特徴である国内外の医療救援活動に対して積極的に取り組みます。具体的には、



ハイチ大地震の緊急救援に向かう赤十字病院の医療スタッフ（成田空港）

国際医療救援拠点病院（5 病院）の機能強化や海外の保健医療支援を通じて人材養成に努めるとともに、国内災害における救護活動に万全を期し、d E R Uの配備を進め、災害拠点病院としての機能の充実を図ります。

また、社会福祉事業や血液事業など他の赤十字事業との連携強化を図り、医療・保健・福祉について総合的な取り組みを行うことで、患者や地域住民に対して赤十字の特色を活かしたサービスを提供していきます。

（２）医療提供体制の充実

現在、第5次医療法改正による医療計画の見直しや都道府県が策定する地域医療再生計画等による機能分化、連携・再編が推進されています。このため、地域の医療ニーズを勘案した医療機能や病床構成の見直しを行うとともに、他の医療機関との診療機能の分担、医師や施設の集約化等、抜本的な運営体制の変革に取り組んでいきます。

また、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病の4大疾病と救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療の5事業については、今後のDPC（診断群分類による医療費の包括評価）の病院機能係数による算定や地域の中核医療機関としての機能を判断する指標ともなることから、これら政策的医療にも取り組んでいきます。

このほか、特定健康診査、特定保健指導等、国民の健康増進を目的とした予防医学についても取り組むとともに、地域のニーズを的確に捉えて、介護施設の整備、訪問看護の充実、在宅介護支援の推進等の介護保険事業への取り組みも拡充していきます。



「ドクターヘリ」による患者搬送

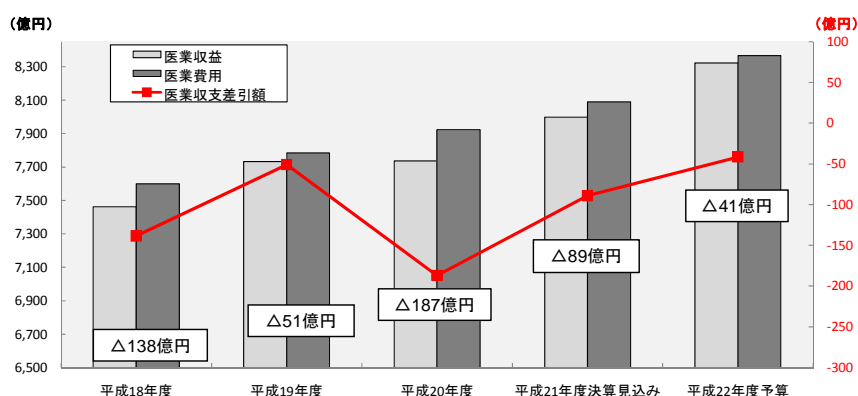


周産期医療（新生児集中治療室内）

(3) 医療施設の運営の健全化

不況の影響を大きく受けた国の医療費抑制策に加え、深刻な医師不足の問題なども相まって、医療施設の運営は極めて厳しい状況が続いていますが、より効率的な運営体制に向けた方策に取り組み、安定的、かつ円滑な事業運営と経営体制を構築していきます。

経営状況の推移(施設勘定・医業収支)



	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度決算見込み	平成22年度予算
収支の背景	診療報酬改定 -3.16%	医療施設特別会計 規則等の改正	診療報酬改定 -0.82%		診療報酬改定 +0.10%
	<ul style="list-style-type: none"> 診療報酬 -1.36% 薬価等 -1.8% 		<ul style="list-style-type: none"> 診療報酬 +0.38% 薬価等 -1.2% 	<ul style="list-style-type: none"> 診療報酬 +1.55% 薬価等 -1.36% 	

ア グループメリットを生かした共同事業の推進

グループ病院としての連携を強化し、効率的な運営体制とグループメリットを生かした共同事業を推進します。具体的には、大型医療機器（MRI、CT、アンギオ、X線テレビ等）、医療用ベッド・周辺器具、電子医学図書等の共同購入を実施するとともに、診療材料等の購入にあたっては、



CT (コンピュータ断層撮影装置)

業者との共同交渉を実施している地域の拡大等を検討し、医療施設の費用削減を図ります。また、赤十字医療施設全体としての図書室機能を強化し、教育機能の更なる向上を目指すため、日本赤十字社医学図書館（ホームページ）の機能や運用の充実を図ります。また、全国で統一運用している会計、人事・給与システムの安定運用を継続し、会計システムを利用した経営データの収集・共有化を進めます。

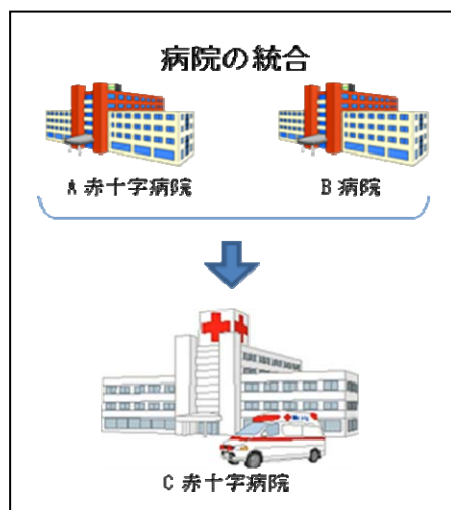
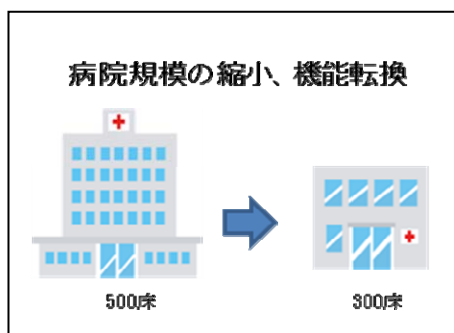
イ 経営の健全化

日本赤十字社の全てのDPC関連病院（69病院）から収集したDPCデータを活用する経営分析を定期的に行い、その分析結果をもとに各施設において効率的な経営に取り組みます。さらに、平成19年度決算から新たに財務諸表として導入したキャッシュフロー計算書等に基づく経営分析を推進し、職員の経営分析能力、財務管理能力等の病院経営管理に関する能力の向上を図ります。

また、適切な建設投資と効率的な資金調達を実行し、外部委託業務にかかる費用を抑制するとともに、医業未収金の発生防止及び適正な債権回収を徹底します。

ウ 経営悪化病院の抜本的運営体制の見直し

資金繰りの悪化や急激な医師不足等により、病院運営が困難になり、公的病院及び赤十字医療施設としての役割を果たしていない病院については、病院経営管理委員会において、閉鎖、統合等も視野に置いて規模縮小・機能転換の検討を行い、早急に具体的対応方針を策定し、運営体制の見直しを図ります。また、その他の赤字基調が継続する病院についても、より早い段階での経営体質の改善を図るための指導を強化していきます。



(4) 安全・安心な医療提供体制の構築

医療事故等の事例の分析・再発防止対策の立案と周知を図るほか、コンピュータネットワークを活用した研修、全国各地域での合同研修会の開催等による医療安全担当者の知識・技能の向上、医療施設間の情報交換等を促進し、医療安全管理体制の強化・充実に取り組みます。また、各医療施設においても、医療安全推進室と各部署が連携し、医療事故や院内感染の防止に努め、安全・安心な医療の提供に努めます。



各地域で開催する医療安全の合同研修会



e-ラーニング（電子情報技術を活用した研修）のインターネット画面

(5) 医療に携わる人材の育成と確保

ア 医師の育成

全ての医療施設において教育研修推進室を設置するよう働きかけるとともに、施設内の教育環境の向上を図り、職員の教育・研修を計画的に進めます。

また、グループメリットを活かして、医療施設間での連携による臨床研修プログラムの作成を進め、医師に対する研修の場を広く提供し、赤十字の活動を実践できる医師の育成に努めます。

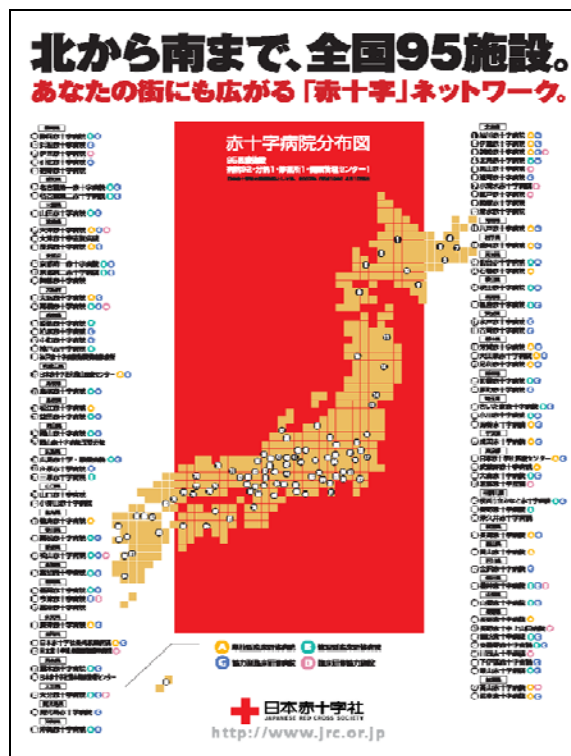


指導医の養成研修会

イ 医師の確保

研修医の確保に積極的に努めるほか、医師確保の困難な医療施設への医師派遣を進め、2カ所の医師派遣拠点病院に加え、新たな医師派遣拠点病院を指定し、より円滑な診療支援体制を構築します。また、定年退職後の医師の再就職を調整する「退職医師等登録・紹介システム」について、評価を行い、より効果的なシステム構築に向けて内容の見直しを図ります。

さらに、当直の免除、院内保育所の整備、夜間保育の実施等女性医師が働きやすい環境の整備を進めるとともに、東京女子医科大学の女性医師再就業のための研修プログラムに協力し、当該医師の受入れを継続します。



研修医募集の広報パネル

(6) 施設設備整備

建物の老朽化への対策やアメニティ向上のための医療施設の建築等、施設設備整備事業については、資金調達をはじめ綿密な施設整備計画の作成のもとに取り進めます。

近年では環境問題への関心が高まる中、建築においても地球温暖化防止に向けた配慮が求められています。医療施設の建物には膨大なエネルギー

消費が発生するため、今後はエネルギーの省力化にも着目する必要があります。

現在全面建て替え中の足利赤十字病院では、太陽光・風力など自然エネルギーを利用した発電設備と高効率電気・熱源設備とを併用した先進的な省CO₂設計が採用され、人にも環境にもやさしい病院づくりへの取り組みとして注目を集めています。



足利赤十字病院（完成イメージ図）

5 看護師の教育

課題と事業目標

近年、医療技術の進歩、疾病構造の変化、少子高齢化などにより看護職の役割が増すとともに、医療の高度化、多様化に伴い一層の資質の向上が求められています。また、急激な少子化の影響などから、看護専門学校、看護大学の入学志願者が減少し、看護師と併せて看護学生の確保も喫緊の課題となっています。

そのような中で、本社、支部、医療施設、看護教育施設が連携を密にして、常に患者の視点に立った看護サービスを提供するために、効果的・効率的に事業を実施します。職場環境・研修体制の整備を進め、看護師や教員の確保と定着に努めます。

(1) 赤十字教育施設運営の強化

ア 学生確保対策

看護学生を確保するために、本社、支部、医療施設、看護専門学校、看護大学が協働して広報活動を展開します。

ホームページ上で、看護専門学校を設置している病院や看護大学近隣の病院の教育体制をPRしたり、学校訪問の際に実習指導者や国際救援要員からの説明を加えるなど、赤十字病院の特色をアピールすることにより、学生の確保に努めます。



学校訪問で来院した高校生の一日看護体験

イ 看護基礎教育の充実

学生の実習環境を充実するため、看護専門学校・看護大学と病院が協働して実習指導者への教育を強化します。

看護専門学校、看護大学、医療施設において、赤十字のグループメリットを活かして、経費削減となる共同購入により、教材等を整備し、教育の

充実を図ります。

また、学生時代に活動の全体像を理解し、赤十字の一員としての一体感を醸成するため、平成22年度は全国規模の看護専門学生の集合研修を実施します。国際救援・開発協力事業に参加した看護師等から活動報告を聞くなど、全国の看護学生が一堂に会することにより赤十字の理念や活動への理解をさらに深め、自己成長を育む教育機会を提供します。

(2) 看護職員の確保とキャリア開発

ア 看護職員の確保と定着促進



研修の手引き

また、就労時間の短縮や育児短時間勤務制度の導入などによって、看護職員にとって働きやすい環境を整備し、魅力ある職場づくりを推進し、看護職員の確保と定着を促進します。

イ 専門職としてのキャリア開発

医療施設等で働く看護師が看護の実践能力をより強化し、ライフスタイルに合わせてキャリアアップができる仕組みを平成18年度から導入しています。評価を行い、充実させ、看護職員の実践能力の向上を目指します。また、新人看護職員や看護専門学校教員のについても、能力向上を

医療施設や看護教育施設における看護師及び専任教師の育成・確保困難への対策が必要となっています。

今後は、新卒者のみならず中途採用者や潜在看護師の活用が必須となることから、研修の手引きの活用、ホームページの充実、広報活動の強化、説明会・学校訪問等を実施します。



新人技術研修

図るための仕組みも検討していきます。

また、近年世界的に大災害が発生しているため、平成 21 年 3 月に作成した国際活動に関わる看護職員のキャリア開発システムを活用し、海外における災害時から復興支援に到るまで活躍できる看護師等を育成していきます。

(3) 幹部看護師研修センターの研修体制の充実

平成 15 年に管理者教育の強化を目的として短期の研修体制をスタートさせました。今後、研修の効果を高め、医療現場のニーズに対応できる管理者を育成する計画です。このために、各施設の看護部長や既受講者等に研修内容や成果などについて調査等を実施し、教育プログラム等の見直しを行います。

また、災害時に心のケアなどでリーダーとして活動できる幹部看護師を育成します。



安全管理について発表する研修生

6 血液事業の推進

課題と事業目標

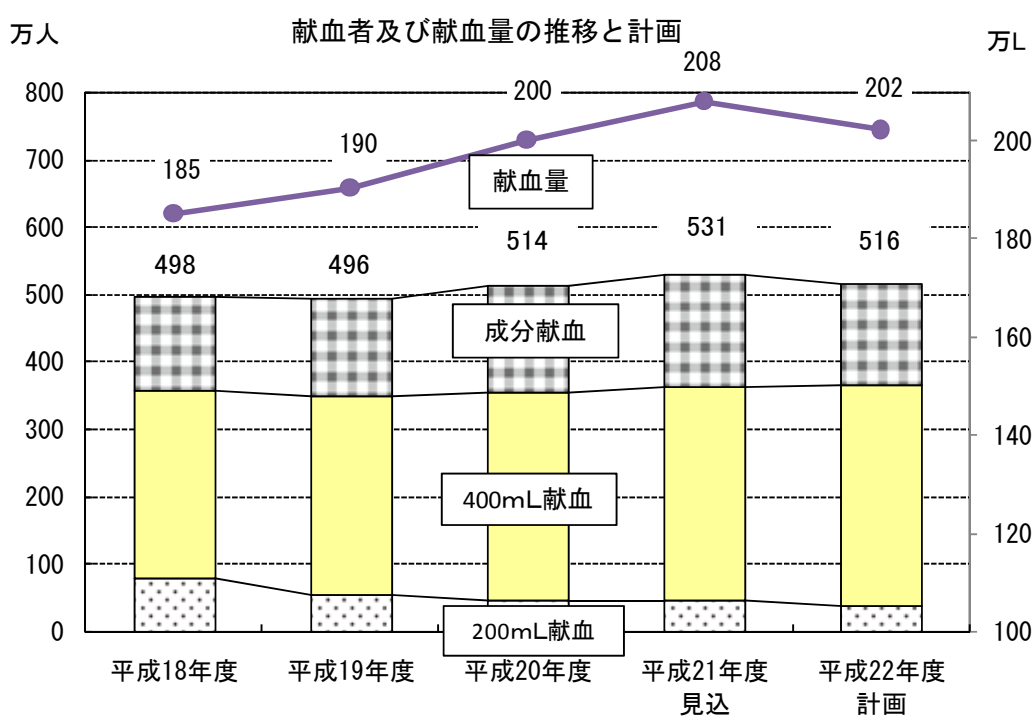
血液事業については、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」や薬事法等の関係法令を遵守し、採血事業者及び製造販売業者として適正かつ確実な事業運営にあたります。

少子高齢化が進む現状において、安全な血液製剤の安定供給確保は特に重要な課題です。社会や学校の環境変化に対応した献血推進を図る必要があることから、献血者の安全性と利便性に配慮した献血ルームの設置、献血バスなどによる計画的な献血者の確保等、献血受入体制の整備及び充実を図るため検討するとともに、献血者が安心して献血できるように、職員の教育訓練を充実に、事故防止、安全確保及びより一層のサービス向上に努めます。

また、機能に応じた施設整備を進めるとともに、常に変化している社会状況の中でも継続的かつ安定した事業運営ができるように、新たに広域的な事業の運営体制の構築に向けての検討、準備を進めます。

(1) 献血者の確保

平成22年度は、医療機関における血液製剤の需要動向等をふまえ、全血献血約367万人（前年比101.2%）、成分献血約148万人（前年比88.1%）合計約516万人（前年比97.2%）の献血者の受入れを計画しています。一時的、あるいは季節的な輸血用血液製剤の不足にも十分対応できるよう、献血受入体制の柔軟な対応を図るなど、需要に見合った血液の確保に努めます。



ア 効果的な普及啓発、献血者募集等の推進

幼少期も含めた若年層、企業や団体、複数回献血者といった対象を明確にした効果的な普及啓発活動や重点的な献血者募集を行うこととし、これを「献血構造改革」と位置付け、国と連携し、都道府県、市町村及びボランティア組織等の協力を得ながら、取組みを行うよう努めます。

(ア) 若年層を対象とした対策

- a 献血推進活動を行っている献血ボランティア組織等の協力を得て、若年層の献血や血液製剤に関する理解、献血体験の促進に努めます。
- b 若年者向けの雑誌、放送媒体、インターネットを含む様々な広報手段を用いた効果的な広報に努めます。
- c 若年層に献血の意義や血液製剤について分かりやすく説明するため、ボランティア組織等の協力を得ながら、学校へ出向いての勉強会や血液センター等での体験学習を積極的に行い、正しい知識の普及啓発と協力の確保を図ります。
- d 「高等学校学習指導要領解説 保健体育編」に献血に関する内容が盛り込まれたことから、高校生を対象とした普及啓発に積極的に努めます。
- e 学生献血ボランティアとの更なる連携を図り、大学生における献血推進の促進に努めます。



親子教室の様子

(イ) 献血者の年齢層に応じた献血推進対策

a 20歳代後半～30歳代の女性を対象とした対策

この年代の女性については、出産、あるいは子育てに忙しいという理由により献血者が減少しているものと考えられることから、これらの方々に献血に戻って来てもらうための取り組みとして、献血ルームの環境整備等の受入体制を整えるよう努めます。

b 50歳～60歳代を対象とした対策

年齢人口に占める献血者の割合が低い傾向にあるこの年代に対して、「血液の使われ方」や「献血可能年齢」等について正確な情報を伝え、相互扶助の観点からの啓発を行い、献血者の増加を図るよう努めます。

㉔ 60歳以上を対象とした対策

60歳を超えた献血者の割合は急激に減少しています。この年代は、定年退職することにより献血に関する情報に触れる機会が減ってしまうことや健康上の問題等が要因として考えられることから、定年退職後も引き続き積極的に献血に協力していただけるよう、情報伝達の方法を工夫するなど献血者の増加を図るよう努めます。

(ウ) 企業等における献血の推進対策

献血に協賛する企業や団体を募り、社会貢献活動の一つとして、献血の推進を促し、また、各血液センター等における献血推進活動の展開にあたり、地域の実情に即した方法で企業等との連携を推進します。



企業献血の様子

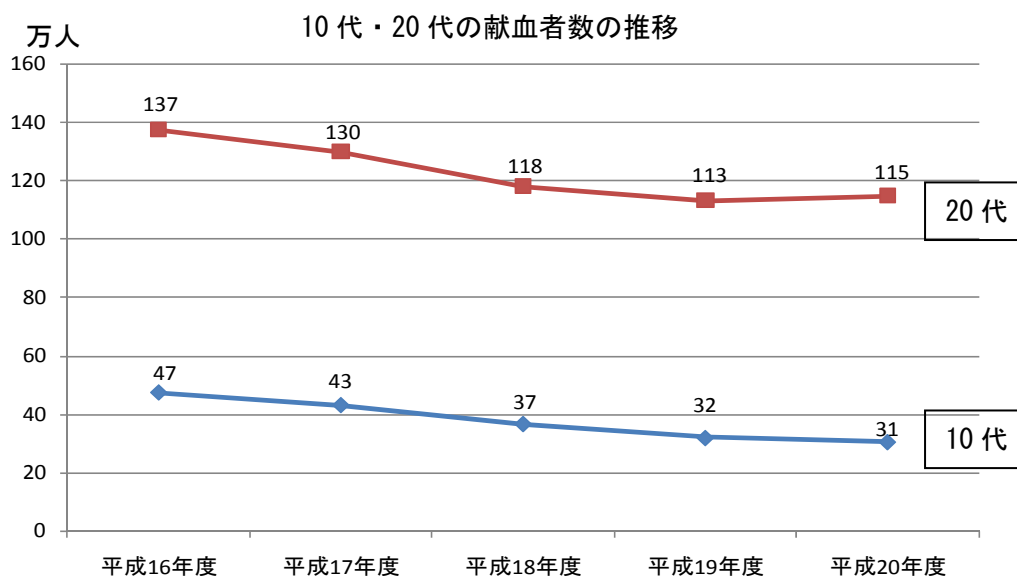
(エ) 複数回献血協力者の確保

複数回献血協力者を確保するため、複数回献血クラブの充実等、重点的な啓発、施策を行うよう努めます。

また、複数回献血クラブ会員の中で、特にメールサービスを利用する会員の増加に取り組むとともに、献血の普及啓発活動に協力が得られるよう努めます。

(オ) 献血推進キャンペーン等の実施

将来の献血基盤となる10代・20代の若年層献血の推進は、血液事業にとって喫緊の課題であり、広く国民への献血の普及啓発を図るため、戦略的なキャンペーン等の広報を展開します。



a 愛の血液助け合い運動月間（7月）

すべての血液製剤を国民の献血によって安定的に確保する体制を早期に確立するため、広く国民の間に献血に関する理解と協力を求めるとともに、特に、継続的な推進が必要な成分献血・400mL献血への協力と血液製剤の適正使用への協力を求め、献血運動の一層の推進を図ることを目的に、7月1日から31日までの1カ月間、国、都道府県とともに実施します。

また、運動期間中は、関係諸機関、各種団体等の協力を得ながら、献血運動推進全国大会（平成22年度は島根県で開催予定）を開催し、血液に関する正しい知識の普及に努めます。

b はたちの献血キャンペーン（1～2月）

献血者が減少しがちな冬期において安全な血液製剤を安定的に確保するため、新たに成人式を迎える「はたち」の若者を中心として広く国民各層に献血に関する理解と協力を求めるとともに、特に成分献血、400mL献血の継続的な推進を図ることを目的に、1月1日から2月28日までの期間実施します。

なお、キャンペーンは、社団法人日本民間放送連盟、社団法人日本民営鉄道協会、一般社団法人日本コミュニティー放送協会の後援のもと実施します。



愛の血液助け合い運動月間ポスター（参考）



はたちの献血キャンペーンポスター（参考）

c LOVE in Action プロジェクト（通年）

「LOVE in Action プロジェクト」は、平成 21 年 10 月から始まった、若年層献血者確保の新たなプロジェクトであり、ラジオ番組による啓発、各地でのイベントや学生との意見交換会などを展開し、若年層献血者の確保を図ることを目的に実施します。

LOVE in Action プロジェクトイベントの様子（参考）



（仙台：楽天イーグルス山崎選手、ベガルタ仙台平瀬選手が参加）



（福岡：ソフトバンクホークス新垣選手が参加）

d いのちと献血俳句コンテスト（7月～12月）

若年層を中心に幅広い年齢層へ俳句の募集を行い、「献血」を通じて支えられる「いのち」に意識を向け、献血活動の意義の理解・普及を目的として、平成 18 年度から実施しています。

いのちと献血俳句コンテストポスター（参考）



小学生・一般用ポスター



中学生・高校生用ポスター

⑥ 全国学生クリスマス献血キャンペーン（12月）

学生による全国統一のキャンペーンを12月に行うことにより、冬場の血液不足を補う手段の一つとして、また、若年層への献血の理解と協力を促すことを目的として実施します。



全国学生クリスマス献血キャンペーンの様子

イ 安心して献血ができる環境の整備

(ア) 献血ルームや献血バスのイメージアップ

献血ルームや献血バスについては、機能面の充実を含め、なお一層のイメージアップを図ります。



献血ルーム（吉祥寺タキオン）



けんけつちゃんラッピングバス

(イ) 低比重者などへの対応

低比重やその他の理由により献血できなかった方への対応として、献血ルームでの栄養相談、健康相談等のサービスを充実します。

(ウ) 初回献血者への対応

初めて献血をする方の不安等を払拭するため、学校献血会場等において、採血後の献血者の安全確保にあたる者を配置し、また、献血の手順や献血後の過ごし方等のビデオ映像を視聴していただくなど、採血副作用の防止に努めます。

また、献血ルーム等の固定施設において、採血後に十分休憩ができるスペースを確保するなど環境整備に努めます。

(2) 安全対策

日本赤十字社がこれまでに実施してきた安全対策として、献血者の本人確認の実施、新鮮凍結血漿の貯留保管、核酸増幅検査（NAT）の精度向上、保存前白血球除去及び初流血除去、遡及調査等があります。これらに加えて、平成22年度は次の新たな対策に関して検討を行います。

ア 輸血用血液製剤への感染性因子低減化技術の導入に向けた検討

種々の安全対策の実施により、輸血用血液製剤を介した感染症例数は大きく減少しています。今後、輸血用血液製剤の安全性をさらに高めるためには、検査では検出し難い微量なウイルスや近い将来に発生する可能性が危惧される新興・再興感染症等への対策が重要です。

その対策の一つとして注目されているのが感染性因子低減化技術であり、薬剤を添加して紫外線を照射するなどの方法により、混入した病原体等の感染性を低減化するものです。

今年度も、国の薬事食品衛生審議会血液事業部会、同運営委員会等での審議結果に基づき、低減化技術の導入に向け、安全性、有効性、品質の確認、血液事業に対する影響の評価、臨床試験の実施に向けた準備等を行います。

イ 輸血関連急性肺障害（TRALI）対策の検討

輸血後副作用として発症することがあるTRALIは、血液製剤中の白血球抗体が、輸血を受けられた患者さんの血液中の白血球やリンパ球と反応して、重篤な呼吸障害を引き起こす副作用です。

原因の一つとしては、妊娠等で産み出された白血球抗体を有する献血血液によることが最近の研究で分かってきました。その対策として、男性献血者からの血液を主体とした新鮮凍結血漿の製造・供給を検討しており、一部の血液センターで試行的に実施しました。この試みを円滑に実施するために、統一システム上でも試行環境を整備しつつあります。

今後は製造・供給体制に支障をきたさない範囲で試行し、男性献血者由来の新鮮凍結血漿の製造を推進していきます。

(3) 血液製剤の供給・販売計画

ア 輸血用血液製剤の供給計画

輸血用血液製剤は、すべて国内の献血で賄われ、日本赤十字社が製造・供給しています。



血液の分離作業

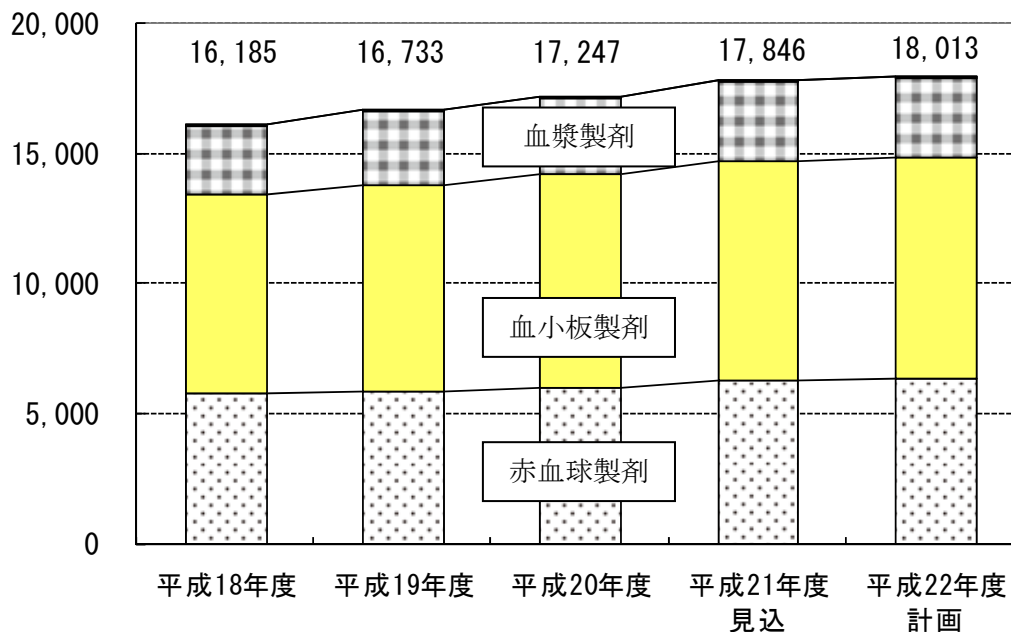


血液製剤保管室

最近の輸血用血液製剤の供給状況は、全体として微増傾向にあります。平成22年度は、換算本数で赤血球製剤は約638万本（前年比100.5%）、血小板製剤は約854万本（前年比100.9%）、血漿製剤は約309万本（前年比95.7%）の供給を見込んでおります。

200mL換算
（千単位）

輸血用血液製剤の供給量推移および供給計画



全血製剤の供給量は少量のため、グラフ上には表示されません。

イ 血漿分画製剤の販売計画

我が国では、血漿分画製剤のうち、アルブミン製剤については39.5%、グロブリン製剤については4.1%を未だ輸入に頼っています。

日本赤十字社では、北海道千歳市の血漿分画センターで献血血液から血漿分画製剤を製造し、血液センターを通して医療機関へ販売しています。今後も販売体制を一層強化し、さらなる国内自給向上に努めます。

平成22年度の血漿分画製剤の販売は、赤十字アルブミンを約47万本（前年比110.4%）、クロスエイトMを約8.1万本（前年比104.1%）、日赤ポリグロビンNを約13万本（前年比124.0%）計画しています。



赤十字アルブミン

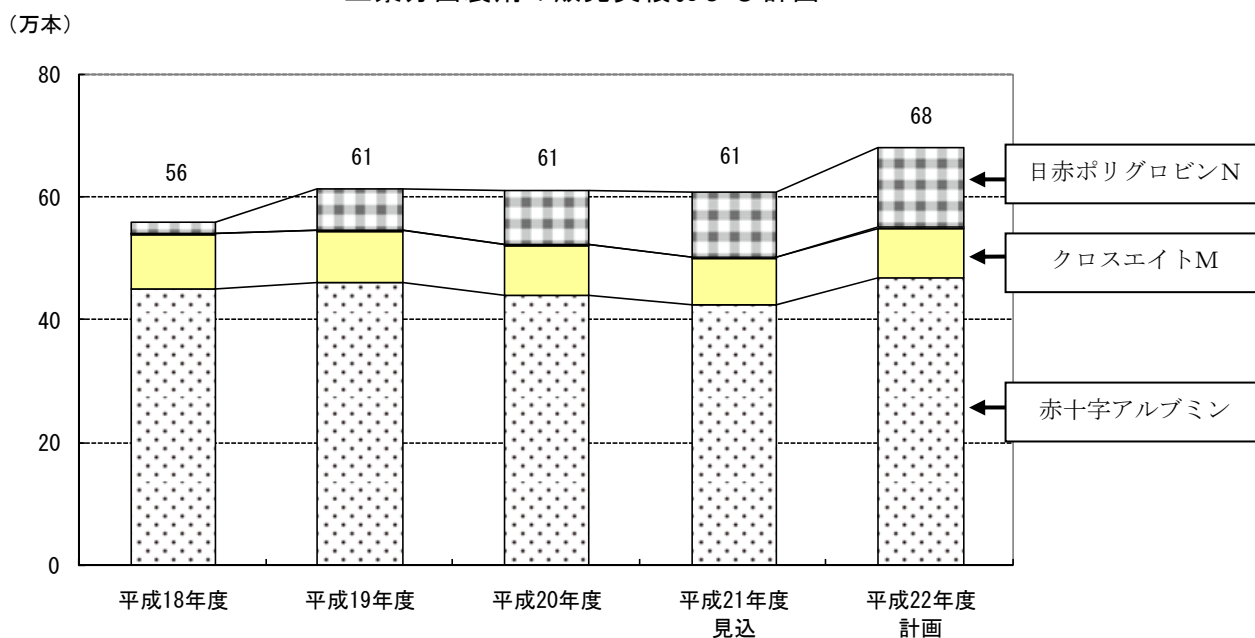


クロスエイトM



日赤ポリグロビンN

血漿分画製剤の販売実績および計画



抗HBs人免疫グロブリンは、販売量が少量のため、グラフ上に表示されません。日赤ポリグロビンNは、2.5g/50ml換算、クロスエイトMは1,000単位換算、赤十字アルブミンは25%50ml換算

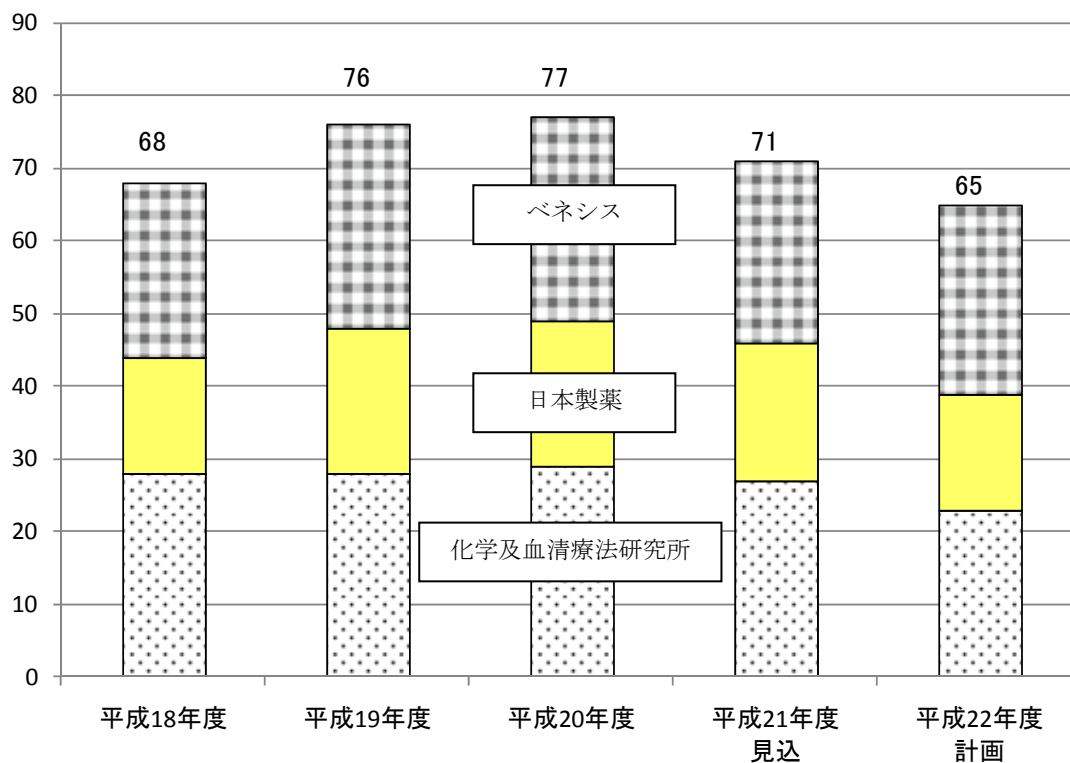
(4) 原料血漿の配分計画

日本赤十字社では、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」に定められた需給計画に基づき、国が決定した「量」と「価格」をもって、国内製薬会社3社へ原料血漿を配分しています。

原料血漿は、全国の血液センターから血液管理センター（京都府）と血漿分画センター（北海道）へ一旦集められ、6カ月の貯留保管を経て各社へ送付されます。

このほか、血漿分画センターでは、血漿分画製剤の製造工程から生じる中間原料についても、需給計画に基づき各社へ配分しています。平成22年度は、原料血漿65.2万リットル、中間原料33.5万リットル相当を各社へ配分する計画です。

(万L) 原料血漿送付推移及び計画（製薬会社別）



国内製薬会社3社では、日本赤十字社が配分した献血血漿から血液凝固第Ⅷ因子、アルブミン、人免疫グロブリンのほか、組織接着剤、乾燥濃縮人血液第Ⅸ因子、乾燥濃縮人アンチトロンビンⅢ、人ハプトグロビン等の血漿分画製剤を製造しています。

(5) 広域運営体制の構築

ア 業務集約化の推進

安全で均質な血液製剤を製造していくことを目的とし、血液センターの検査業務、製剤業務の集約を実施してきました。

現在、検査施設は全国10施設に集約が完了し、製剤施設は平成25年度末を目途に全国11施設程度へ段階的に集約する方向で推進しています。今後も、製剤施設の移転・新築や増改築の施設改修等が完了した地域から、順次、製剤業務の集約を進めます。

イ 広域事業運営体制導入への取り組み

現在、検査・製剤業務の集約を取り進めておりますが、需要と供給における地域間格差の拡大や、今後の少子高齢化の進展による献血者の確保等、これまでの都道府県を単位とする事業運営をとりまく環境はさらに厳しくなることが見込まれます。

これらの状況をふまえ、平成20年度に「血液事業運営体制検討委員会」を本社内に設置し、将来に向けた血液事業の運営体制のあり方を検討してきました。

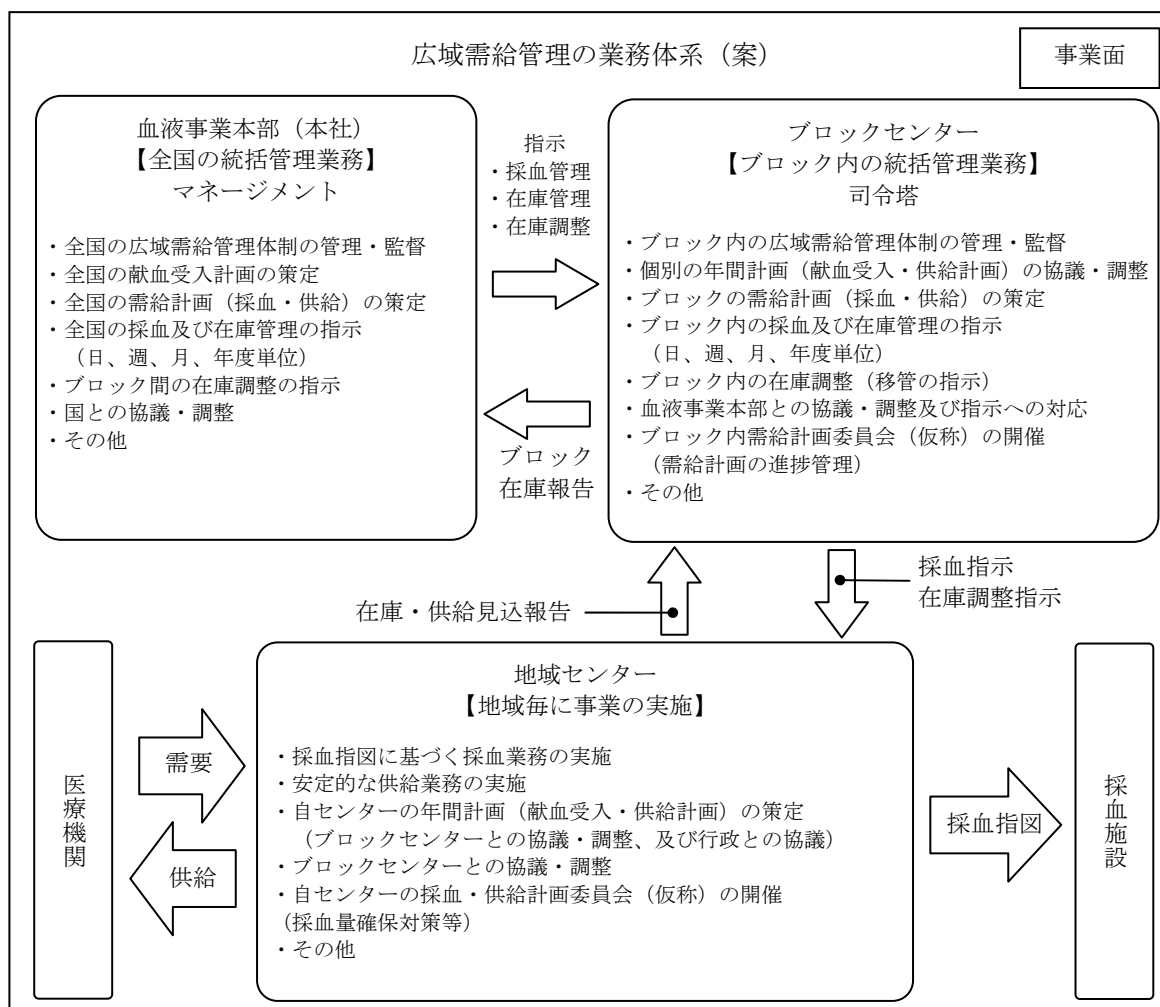
将来にわたって安定的な事業を継続的に実施できる基盤を構築するため、全国各ブロック単位による広域的かつ効率的な事業運営体制の導入を推進することについては、昨年6月19日開催の第73回代議員会にて賛同を得ましたので、広域事業運営体制の基本的な制度概要等の具体的な内容について次のとおり検討を重ねているところであります。

広域運営による新体制の開始は、新たな集約施設が整備され、ブロックセンターと地域センターの業務の整理が大方完了する平成24年度当初を目途としており、平成22年度は、国や審議会等の関係機関との協議を含め、具体的な検討を鋭意進めていくこととしています。

(ア) 広域需給管理

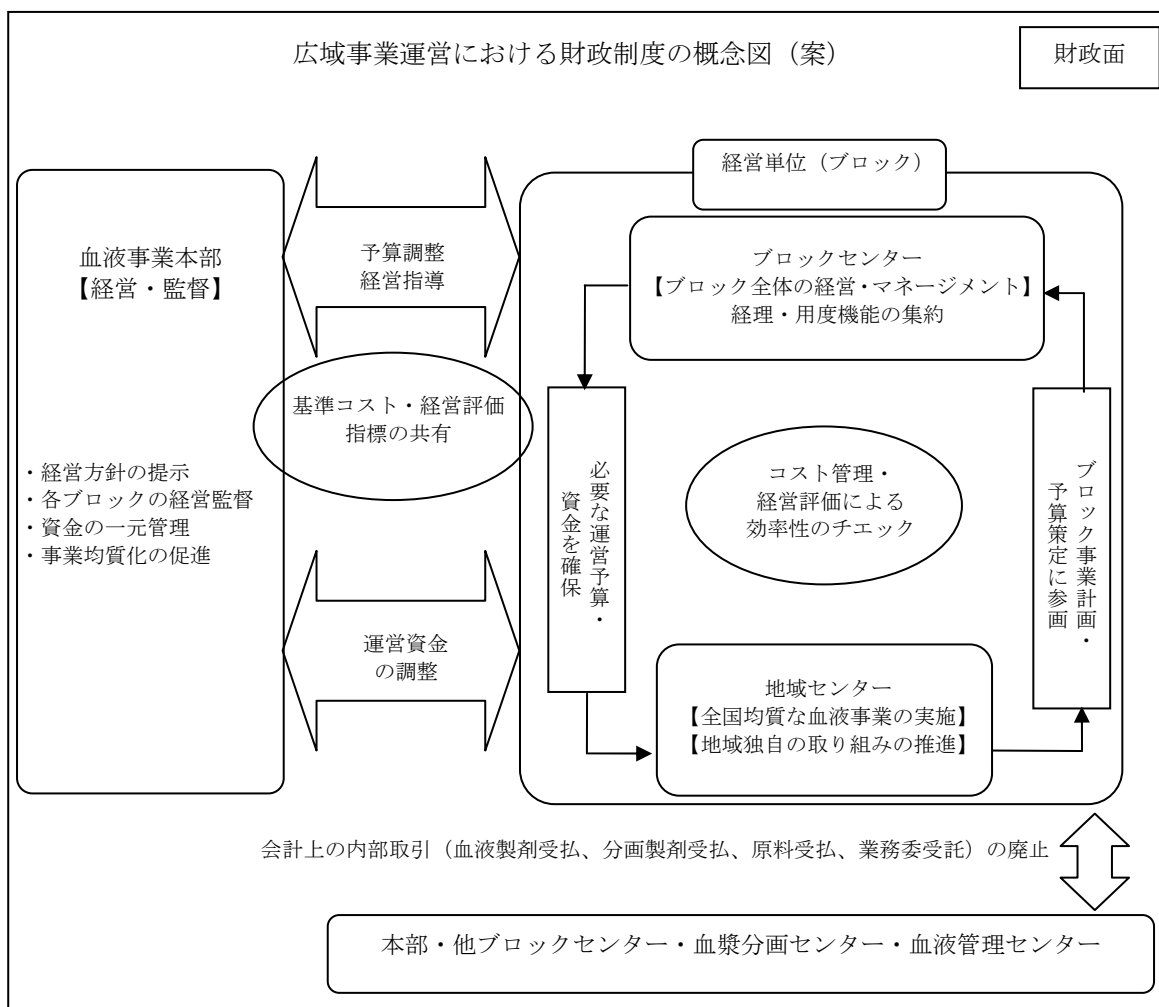
これまでの都道府県血液センター単位での需給管理では、地域性や事業規模、少子高齢化等により適切な需給管理の維持が困難な状況にあります。

そこで、複数の血液センターを1つのブロックとして構成し、全国を7ブロックに区分して、年間の献血受入計画から日々の採血・在庫管理まで、ブロック内で需要と供給を完結し、血液製剤のさらなる安定供給や過不足のない適切な需給管理による効率的な事業運営体制の整備に向けて具体的な検討を進めます。



(イ) 財政一元化

広域需給管理に対応するために、これまでの都道府県血液センター単位での経営をブロック単位での経営に改め、ブロック内の資金や会計関連業務をブロックセンターに集約させるとともに、本社血液事業本部の経営責任の下に資金の一元管理や内部取引の廃止などにより経営の効率化・合理化を図るなど、全国一元的な財政制度の導入に向けた検討・準備を進めます。

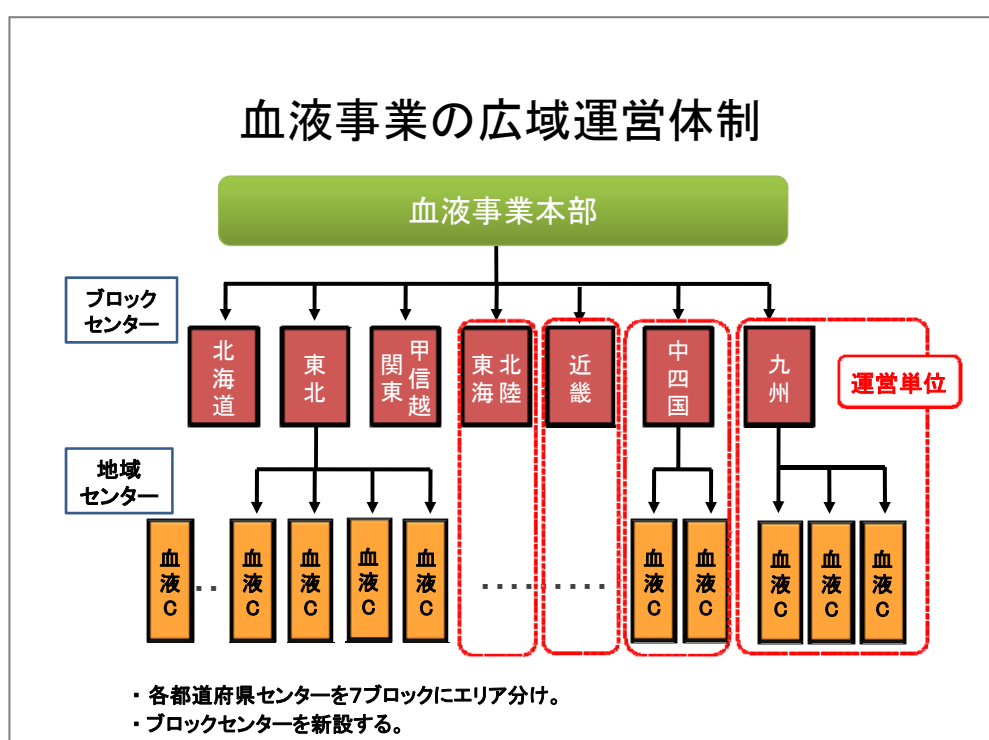


(ウ) ブロック単位での事業運営

広域運営体制下においては、本社直轄のブロックセンターを設置し、広域需給管理体制や全国の資金を一元管理します。

また、ブロック内血液センターにおいては、地域に密着した事業である献血の受入れ、採血及び供給業務を実施する体制を充実させるとともに、血液の品質や技術的な問題に対し迅速に対応できる体制を整備します。

各ブロックの事業運営に際しては、ブロック毎に各血液センターも参画し、基本方針、計画、予算等の重要事項を審議・検討していきます。



ウ 施設の整備

平成 25 年度内の製剤業務集約に向けて必要な製造施設の整備を行う一方、製剤業務集約が完了して採血・供給業務が主な業務となる血液センターについても、採血・供給機能の充実などの観点から空スペースの活用など、必要な施設改修を進めます。

また、全国血液センターの将来的な施設整備についても、広域事業運営体制化における血液センターのあり方を踏まえて、具体的な検討を進めます。

(6) 国際協力

ア アジア地域赤十字・赤新月血液事業シンポジウムの開催

タイ赤十字社との共催で、血液事業シンポジウムを開催（開催地：タイ、参加国：アジア地域の約 20 カ国）し、各国からの参加者が献血者募集、輸血感染症の予防、品質管理等、血液事業に関する情報の交換を行い、経験を分かち合うことにより、アジア地域における血液事業の発展と協力に寄与します。

イ 海外血液事業研修生の受入れ

アジア地域の赤十字・赤新月社から血液事業の関係職員を受入れ、血液事業本部、血漿分画センター及び各基幹センターにおいて、献血者の受入や血液検査、血液製剤の供給など、血液事業の各分野の研修を行うことにより、アジア地域の血液事業の発展に協力します。

また、その他の赤十字・赤新月社からの協力要請についても、支援要請国の必要性に即した協力を行うこととします。

7 社会福祉事業の実施

課題と事業目標

今日の社会福祉は、公的なシステムである介護保険制度や障害者自立支援法などに加えて、地域住民やボランティア、福祉サービスを提供する団体、行政などすべての人や組織が協力し合って、共に生き、互いに支えあう地域社会を創るための仕組みづくりが課題とされています。

赤十字の社会福祉施設は、入所者・利用者本位のサービスを実施するとともに、地域社会の課題に対応するため、赤十字の特色を生かした質の高いサービスを提供し、地域の福祉拠点としての機能を発揮することを目指しています。

特に、介護保険制度の開始から10年が経過し、利用者の介護状態の重度化、認知症高齢者の増加、医療ニーズの増加などに伴い、高齢者ケアを取り巻く環境が大きく変化していることから、特別養護老人ホームにおいて質の高いサービスの提供や施設運営の充実化を重点的に実施します。

(1) 赤十字としての特色を活かした社会福祉施設の運営

子どもや高齢者、障害者の中には、様々な事情で自立した生活を送ることが困難な方々がいます。日本赤十字社は、そうした方々が人としての尊厳を保ちながら、自立した暮らしができるよう、全国28カ所で社会福祉施設を運営しています。

赤十字病院との連携や赤十字奉仕団、ボランティア約6,000人の支援による地域交流活動などを通じて、地域の福祉拠点としての役割を果たしていきます。



視覚障害者がシンクロに挑戦
(神奈川県ライトセンター)

(2) 赤十字乳児院の運営強化

平成19年度に開催した「赤十字乳児院のあり方検討会」の報告書をもとに、赤十字としての存在意義を発揮し、各赤十字乳児院の運営力を強化するため、児童心理分野の専門家からの助言指導を活動に取り入れると共に保育士や看護師を対象に、他の乳児院の特色を確かめ合いながら、課題解決の方策を見つけるための現場研修を実施しています。

平成22年度は、現在進めている、赤十字乳児院運営改善三カ年計画の第

二年次にあたり、さらなる子どもの養護体制の充実に向けて取り組みます。

また、家庭的な環境を確保することによって、身体的及び心理的虐待を受けた子どものケアを行うための小規模グループケアへの取り組みも進めていきます。

（３）特別養護老人ホームの運営充実化

平成 21 年 12 月現在、わが国では特別養護老人ホームの入所待機者数が、約 42 万人にのぼり、平成 27 年には、4 人に 1 人が 65 歳以上となることが予想されています。そのため、これからの高齢者介護がどのような方向を目指すべきなのか、国等において対応策が検討されています。

日本赤十字社の特別養護老人ホームにおいては、職員の資質の向上、施設サービスの充実化を図り、専門的で質の高いサービスを提供することで、赤十字の特色を活かした地域への貢献度の高い施設を目指します。

（４）地域における子育て支援事業の実施

近年、親の育児不安や、児童虐待などの問題が顕在化し、育児支援の重要性が増していますが、日本赤十字社では各支部及び児童福祉施設が中心となって子育て支援事業を実施しています。平成 20 年度は、地域の子どもの安全・安心をサポートする赤十字幼児安全法講習会や子育て講座、育児相談などの支援事業を年間 1,500 回実施しました。

平成 22 年度は、この間に培った活動基盤やノウハウを活用して本事業を一步前進させ、各地域の赤十字奉仕団をはじめ、地域住民や福祉サービスを提供する団体、行政などとの連携による子育て支援活動を推進することによって、赤十字の使命や事業活動を地域住民に身近に伝えるとともに、地域に根ざした赤十字活動の活性化を図ります。



子育て応援隊のチラシ（長崎県支部）



すくすく子育てサポート講習（岐阜県支部）

(5) 広尾地区介護保険施設等整備事業の実施

「日本赤十字社広尾地区再建整備計画」に従って、日本赤十字社医療センター及び日本赤十字看護大学と連携した、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、障害者生活支援施設の複合型施設の整備を行い、保健、医療、看護の各種サービスを提供する新しい都市型モデルとなる総合医療福祉サービスの拠点の整備計画を進めています。

平成 22 年度は、東京都等からの補助金内示を受け、10 月には工事に着手する予定です。

8 救急法等の普及

課題と事業目標

日本赤十字社は「人間のいのちと健康、尊厳を守る」という使命に基づき、全国各地で人命を救う方法や健康で安全に暮らすための知識と技術を伝える講習を行っています。

少子高齢社会を迎えた今日において、赤十字に寄せられるニーズはさらに高まっており、日本赤十字社では変化する社会ニーズに合わせて講習の内容や体系の見直しを行ってきました。

平成 22 年度は、平成 21 年度から開始した「赤十字健康生活支援講習」の一層の普及促進に努めるとともに、同じく平成 21 年度から開始した救急法救急員等の資格継続研修を促進し、応急手当を行うことのできる市民のさらなる拡充に努めます。

(1) 救急法等講習及び資格継続研修の普及促進

講習事業は、誰もが参加できる赤十字の身近な活動事業として、一人でも多くの方々が心肺蘇生法や AED の使用法等を身につけられるよう、救急法等 5 つの講習を普及し、救急法等資格継続研修の促進、普及にも努めます。

また、ホームページの講習に関するアクセス件数が非常に多いことから、本社・支部のホームページを通じた情報を充実させるなど、講習事業の広報に努めるとともに、国際赤十字・赤新月社連盟の「ワールド・ファースト・エイド・デー」(9 月)にあわせて、全国で AED の使い方を学んでいただくイベントを行うなど、一人でも多くの方々が関心を持ち、講習に参加していただけるよう、事業を展開していきます。

救急法



日常生活における事故の防止や急病人などが発生した場合の救命手当や応急手当の方法などを学びます。

(平成 20 年度実績:講習回数 12,908 回・受講者 449,259 人)

心臓マッサージと AED の使用方法

(千葉県支部)

健康生活支援講習



衣服の着せ替え方（神奈川県支部）

健康増進、介護予防、地域で行う高齢者支援活動及び家庭内で行う介護の方法などを学びます。
（平成 20 年度実績：講習回数 2,565 回・受講者 79,752 人）

幼児安全法



乳児への人工呼吸の方法
（東京都支部）

こども達の成長や発達に伴って起こり得る病気や事故などの防止と病気の際の看病の仕方などを学びます。
（平成 20 年度実績：講習回数 2,596 回・受講者 63,890 人）

水上安全法



レスキューボードでの救助の方法
（山形県支部）

水の事故から人命を守るための泳ぎの基本と、事故が発生した際の救助方法を学びます。
（平成 20 年度実績：講習回数 1,110 回・受講者 50,281 人）

雪上安全法



ゲレンデでのけが人の救助の方法
（北海道支部）

スキー場などでの事故の防止と、けがをした場合の救助の方法や手当の方法を学びます。
（平成 20 年度実績：講習回数 33 回・受講者 363 人）

(2) 赤十字健康生活支援講習の普及促進

平成 21 年度から開始した「赤十字健康生活支援講習」を通じて、誰もが高齢期をすこやかに迎えるために、必要な健康増進の知識や高齢者の支援・自立に向け役立つ介護技術を普及します。

平成 22 年度は、全国で約 8 万人を対象に講習を実施します。

また、被災された高齢者の避難所生活の不安を軽減し、不自由な生活から高齢者を守るために、必要な知識や支援技術を学ぶ「災害時高齢者生活支援講習」（健康生活支援講習の短期講習）を引続き普及します。

(3) ボランティア指導員の養成

各講習は、一般の方々への普及を目的とした「一般普及講習」と、講習の指導者を養成する「指導者養成講習」とがあります。一般普及講習を受講された方が次に指導者養成講習を受けて指導員になり、一般普及講習の指導に当たることも赤十字の講習の特徴です。

現在、全国で指導員は 10,770 人います。このうち、ボランティアの指導員がおよそ 7,180 人と約 7 割を占めていることから、今後も支部単位でボランティア指導員の養成講習を充実させていきます。

9 青少年赤十字の活動

課題と事業目標

青少年赤十字は、日常生活の中での実践活動を通じて、いのちと健康を大切に、一人ひとりの人間を尊重するという「命の教育」「心の教育」を大きな目標として、様々な活動を学校教育の中で実施しています。青少年赤十字は学校教育として展開されるため、活動の推進には指導者となる先生方の養成と先生方への支援が重要な課題となります。特に最近、学校での先生方の業務が多忙となる中で、研修、教材、活動プログラム等の提供が求められています。また、教育関係機関への理解の促進も不可欠です。

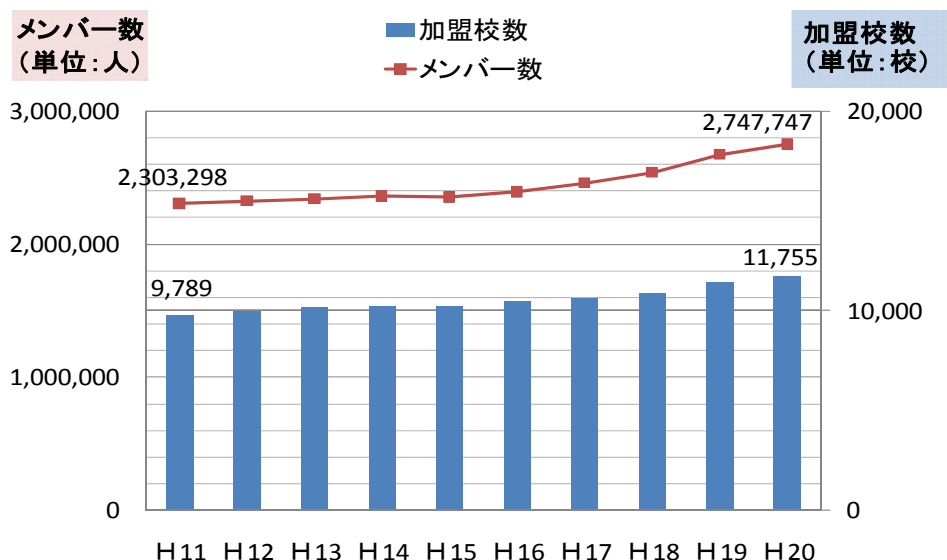
このようなことから、平成 22 年度は青少年赤十字の教材等の有効活用を含めた研修プログラムの充実を図るとともに、指導者協議会、賛助赤十字奉仕団等の青少年赤十字関係者と連携を図り指導者の支援に努めます。また、青少年赤十字活動が学校内にとどまらず、広く地域との接点を持つことができるよう働きかけていきます。

(1) 活動内容の充実

ア 指導者、メンバーの養成

全国の青少年赤十字加盟校数は 11,000 校、メンバー数は 270 万人を越えており増加傾向にあります。数だけでなく活動の中身を充実させていくために、全国で中核となって活動する青少年赤十字指導者やリーダーの育成を図るための指導者向け、メンバー向け研修会を実施します。また、教育行政関係者に青少年赤十字の活動の意義や内容を理解していただくために情報提供を図り、研究会等を実施します。

青少年赤十字加盟校、メンバー数の推移（過去 10 年間）





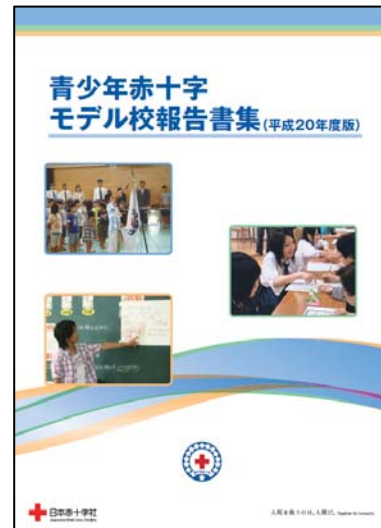
リーダーシップを育成する研修会での炊き出し訓練（長野）



青少年赤十字機関紙

イ モデル校の支援

全国で青少年赤十字モデル校を 10 校指定し、2 年間にわたりその活動へ助成金を交付するとともに、優良な活動をまとめた報告書を作成し、全国の加盟校・未加盟校に紹介します。また各支部においても青少年赤十字活動の充実、振興を図るため研究推進校を指定し、3 年間にわたり優良な活動を支援すると共に、研究発表会などの場を設けて他の学校に事例を紹介します。



青少年赤十字モデル校報告書（平成 20 年版）



放課後の自主的な清掃活動（広島）



校内での募金活動（埼玉）

(2) 国際交流の推進

全国の青少年赤十字メンバーが集めた資金を活用して、バングラデシュ、モンゴル、ネパール等、海外の赤十字社と協力して現地の青少年に対して文具やスポーツ用品の配付等教育支援を行い、あわせて保健衛生環境改善のための支援などを行います。

また、アジア・太平洋諸国から青少年赤十字メンバーを日本に招いて、支部での研修プログラムと国際交流集会を実施します。青年赤十字奉仕団等の赤十字ボランティアとも連携して、国際理解と親善を深めます。



文具セットの配付（ネパール）



全国高校生メンバーの国際交流集会（本社）

10 赤十字ボランティアによる活動

課題と事業目標

近年の急速な社会の変化により、地域社会のニーズや価値観が多様化し、地域住民同士のつながりも希薄になってきていることから、子育て、介護、防災、環境などの分野では、様々な課題に直面しています。地域に根ざした活動を展開している約 3,000 の赤十字奉仕団に大きな期待が寄せられる一方で、奉仕団間の活動状況の格差、高齢化等による団員の減少などが課題となっています。

このような状況をふまえ、平成 22 年度は赤十字運動の基盤となるボランティアを育成し、赤十字活動が外部に見えるようにするために、モデルとなる活動事例の普及などを通して、高齢者の支援や児童の健全育成、災害救護・防災、赤十字思想の普及・社資募集、H I V・エイズの予防啓発などの分野に重点を置いた活動を推進します。また、奉仕団が行政や他団体と連携・協働して地域の多様なニーズに柔軟に対応していくことができるように奉仕団の活性化に取り組みます。

(1) ボランティアの人材育成

赤十字奉仕団は、日本赤十字社の活動の重要な担い手であり、奉仕団活動の活性化には人材の育成が不可欠です。そして、何よりも奉仕団のリーダーの能力を強化し、各奉仕団の団員が目標を設定し主体的に活動することが重要です。そこで、平成 22 年度においても引き続き本社主催の赤十字ボランティア・リーダー研修会をはじめ、各支部などでも研修会を実施して、人材を育成し、団員意識の高揚を図ります。

さらに、本社においては支部指導講師研修会を開催し、各支部で実施する研修会における指導スタッフとして、また奉仕団活動の助言者としての役割を担う支部指導講師を養成します。



赤十字ボランティア・リーダー研修会(本社)

(2) モデル奉仕団活動の普及

平成 16 年度から平成 20 年度にわたり、赤十字奉仕団活動強化要綱に規定された災害や福祉などに関連する活動項目に重点を置き、創意工夫した活動や地域ニーズ、課題に、行政や他の団体とも連携・協働して成果を挙げている奉仕団をモデル奉仕団として選定してきました。このうち 3 年間のモデル指定期間を終えた奉仕団については、他の奉仕団の参考となるようその活動内容の変化や成果などをとりまとめたモデル活動報告集を作成し、全国の奉仕団にノウハウを提供することで引き続きモデル活動の普及を図ります。



赤十字奉仕団活動事例集



情報誌「赤十字ボランティア
(RCV)」

(3) 青年赤十字奉仕団活動の推進

平成 21 年度の青年赤十字奉仕団全国協議会において、平成 22 年度からの 3 年間、青年赤十字奉仕団の全国統一活動としてピア・エデュケーション※による HIV・エイズの予防啓発活動に取り組むことを決定しました。

平成 22 年度は、活動の中心となるピア・リーダーを青年赤十字奉仕団員の中から研修会等を通じて養成していくとともに、各地域での若者世代を対象とした HIV・エイズの予防啓発活動を促進します。



献血の呼び掛けをする
青年赤十字奉仕団（静岡県）



炊き出しの訓練をする
地域赤十字奉仕団（岡山県）

※ ピア・エデュケーション

年齢や価値観が近い人から同じ立場の人たちに知識や情報を伝える手法。同じ価値観を持つ若者同士のため、受け手に大きな共感が生まれるという特徴がある。

1 1 社員募集の推進と財政基盤の強化

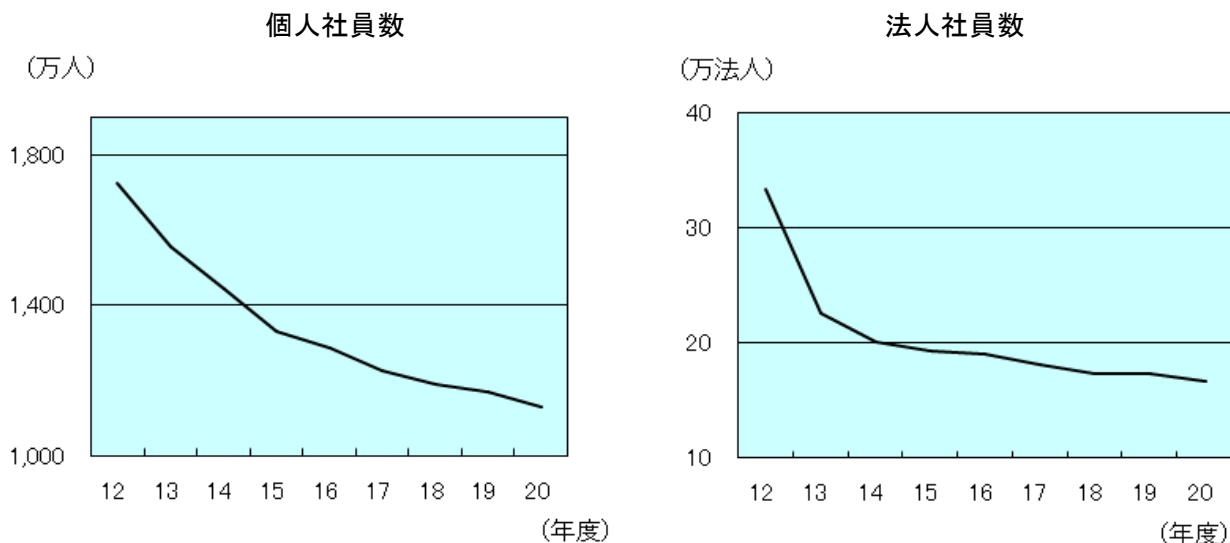
課題と事業目標

日本赤十字社が社会、国民の期待に応え得る事業を展開していくための財源は、赤十字社員が納めてくださる「社費」と一般からの「寄付金」で成り立っており、両者を合わせたものを「社資」と呼んでいます。この社資は、海外での大きな災害等に対する救援金を除くと、漸減傾向にあります。これには、マンション・集合住宅の増加等による戸別訪問が困難な地域の拡大、他団体による寄付金募集の活発化、長期的な不況の影響といった外的要因に加え、赤十字事業が国民の目に見えにくくなっているといった内的要因があると考えられます。

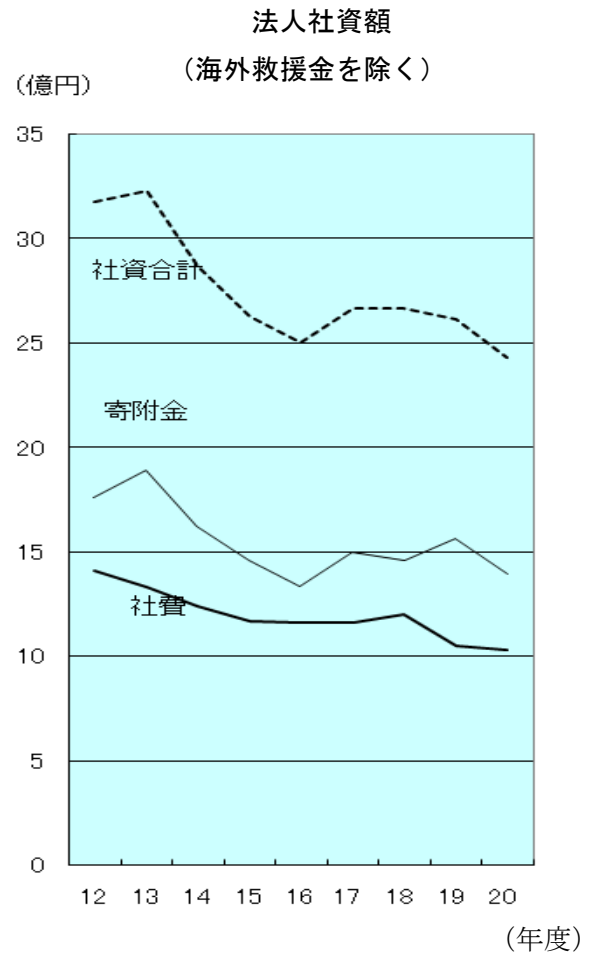
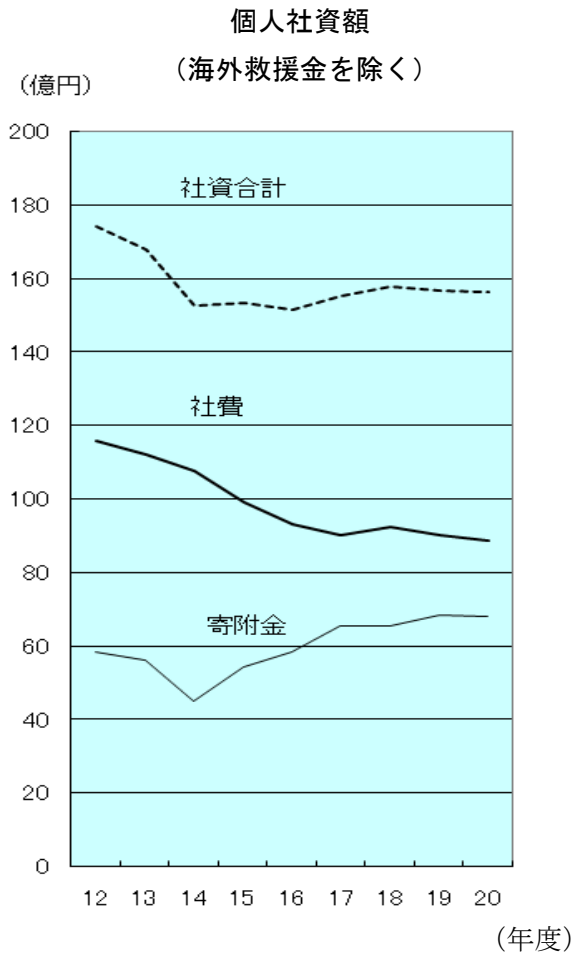
特に、最近の急激な経済情勢の変化もあり、日本赤十字社を取り巻く社会経済環境はますます厳しい状況となっており、必要な事業資金の確保が一層困難な状況となることが憂慮されています。

こうした状況をふまえ、多様な社資募集方法の開拓、法人勸奨の充実、社員管理体制の強化等に努めてきたところです。平成 22 年度は、こうした取り組みはもちろんのこと、加えて企業等の社会貢献活動を通じた様々なパートナーシップ事業の普及促進に積極的に取り組むとともに、きめ細かい赤十字事業の実施を通じ、社員の増強と社資の安定確保による財政基盤の強化を図ります。

個人及び法人社員数の推移



個人及び法人社資額の推移



(1) 社資募集への取り組み

ア 口座自動振替やインターネットの利用による社資募集方式の推進

従前からの町内会・自治会及び赤十字奉仕団等の戸別訪問による社資募集を基盤にしつつ、これを補完する仕組みとして、平成18年度から実施している銀行等からの口座自動振替方法による社員募集や、インターネットを利用したクレジットカードやコンビニエンスストア払い等による寄付金の募集により、協力者が利用しやすい方法を選べるようにします。

平成22年度は、これらの寄付金募集方法を、ホームページ等を通じて広報することによって、さらなる普及拡大に取り組みます。

銀行等からの口座自動振替方法による社費

区 分	社員加入者数 (累計)	社費年額	
		件 数	金 額
平成 18 年度	5,274 人	13,449 件	7,188 万円
平成 19 年度	8,612 人	31,217 件	16,545 万円
平成 20 年度	9,276 人	35,092 件	19,048 万円
平成 21 年度 4 月～12 月	12,039 人	32,292 件	17,880 万円

インターネットを利用した方法による寄付金

区 分	クレジットカード	コンビニエンスストア	合 計
平成 18 年度	1,081 万円 (502 件)	150 万円 (116 件)	1,231 万円 (618 件)
平成 19 年度	1,887 万円 (1,179 件)	372 万円 (282 件)	2,259 万円 (1,461 件)
平成 20 年度	2,708 万円 (1,397 件)	246 万円 (235 件)	2,954 万円 (1,632 件)
平成 21 年度 4 月～12 月	1,631 万円 (1,445 件)	164 万円 (106 件)	1,795 万円 (1,551 件)

イ 社員への情報提供と新たな支援者の拡充

社員に対し、定期的に事業報告等の情報提供を行い、活動や用途をフィードバックすることで、赤十字への理解を深めていただけるよう努めます。また、5月の赤十字運動月間や12月のNHK海外たすけあいキャンペーンを通して社員制度や資金の用途についてわかりやすく説明し参加を呼びかけることで、新たな支援者の拡充に努めます。

(2) 法人社資募集への取り組み

海外での大きな災害等の際には多くの企業や団体から救援金が寄せられる一方、平時の法人社資額については漸減傾向にあります。そこで、本社と支部の勸奨対象法人の取り扱い区分を明確に定めたうえで各企業を個別に訪問して、赤十字の平時からの活動の意義を説明し、活動への協力をお願いすることとします。また、企業等の社会貢献活動を通じた様々なパートナーシップ事業の普及促進に積極的に取り組み、より多くの法人が様々な形で赤十字の活動に参加していただけるようにします。

(3) 地区・分区における赤十字事業の活性化

赤十字事業をきめ細かく展開するためには、地域の第一線である地区・分区及び赤十字奉仕団等との連携を図ることにより、地区・分区での事業を活性化することが求められています。このため、地区・分区交付金の積極的な活用を促し、赤十字奉仕団等による地域に根ざしたボランティア活動が展開され、地域住民に赤十字によるサービスが還元されるようにします。

1 2 広報を通じた赤十字運動の普及

課題と事業目標

赤十字の活動は、国民の理解と信頼、参加と協力のもとに成り立っており、広報の果たす役割はきわめて重要です。しかしながら、平成19年2月に一般市民を対象に実施した調査では、日本赤十字社の高い知名度やイメージに比べて、その活動内容が十分に理解されていない実態が明らかになりました。

そこで、平成19年9月より開始した広報強化キャンペーン「もっとクロス！計画」では、日本赤十字社の職員全員が「赤十字の広報マン」であるという自覚を持ち、①赤十字の使命や活動を正しく理解し、②人々にわかりやすく説明し、③一人でも多くの方々に活動への参加を呼びかけることを目指して、ミッションステートメントの作成やホームページの見直し、施設間・部署間での連携を図った広報活動等を行い、徐々に成果を挙げています。

平成22年度は、これまで行ってきた社内連携の促進、職員の広報スキル向上を土台に、本社、支部、施設が一丸となって、赤十字の活動を国民に広くアピールするため、新聞やテレビなどのメディアにより多く取り上げられる頻度を上げるよう、積極的な情報発信を実践します。また、赤十字150年キャンペーンへの取り組みについても継続的に展開します。

(1) 全社的広報活動の推進

日本赤十字社として一貫した広報活動を実施することで、国民に赤十字からのメッセージが明解に届くようにします。具体的には、各施設のホームページや広報誌のデザインの統一を徹底します。また、国内外の災害救援活動など緊急性の高い情報については、本社のホームページにリンクし、最新情報を提供するなど日本赤十字社の活動を積極的かつ迅速に掲載します。さらに、写真やビデオ素材のデータ化を進め、全社的に共有します。



人間を救うのは、人間だ。
Together for humanity

日本赤十字社
www.sumatra.jp

スマトラ島沖地震・津波災害復興支援の
広報展開（新聞広告）

(2) 広報特使の活用

平成 21 年度に引き続き、女優の藤原紀香さんを日本赤十字社の広報特使に任命し、「日本赤十字社の顔」として活躍していただきます。赤十字運動キャンペーンや各種イベントに参加していただくほか、平成 20 年 2 月のバングラデシュ及び平成 21 年 3 月のケニアに続いて、平成 22 年度も海外の災害被災地等の訪問を予定しており、藤原紀香さんが見たこと、感じたことを、自身の言葉で語っていただき、これにより、多くの方に赤十字を身近に感じていただけることを目指します。



ケニアを訪問する藤原紀香赤十字広報特使



平成 22 年度赤十字年間ポスター

(3) 広報資材の強化

赤十字運動キャンペーンの広報については、これまでの広報媒体の効果を検証した結果、主力媒体としては、認知度の費用対効果が最も高い新聞広告への掲載を中心とした広報展開を戦略的に行います。また、キャンペーンポスター等は、「命を救う、力を合わせよう。」のキャッチコピーのもと、藤原紀香さんをはじめ、日本赤十字社の社員の方々に登場していただき、社員であることを宣言していただくことで、一人ひとりの思いと力が赤十字の活動を支えていることをアピールします。さらに、インターネット上で広く活用されているウェブサイトでも寄付を可能にするなどの利便性を向上する取り組みも拡大していきます。また、広報誌、映像等の資材についても、よりわかり易い内容を目指して、内容の見直しを図ります。

(4) 戦略的なメディア対応

国民の方々に対して、より確実に赤十字からのメッセージを届けるためには、メディアの力を活用することが重要です。そこで、平成22年度は本社、支部、施設ともに新聞、テレビなどのメディアで赤十字の活動がこれまで以上に多く紹介されるよう働きかけます。具体的には、マスコミからのニーズが高い国内外の救援活動内容や献血、救急法講習、赤十字奉仕団の活動状況などの情報をメディア各社に随時発信し、記者などを対象に施設の見学や説明会を開催するなど積極的な情報発信を行います。



メディア関係者に対する赤十字マークの普及



スマトラ島沖地震・津波復興支援活動の写真展を開催

(5) 赤十字 150 年キャンペーン

国際赤十字では、創始者アンリー・デュナンが、戦時において敵味方の区別なく救護活動を行うという赤十字の着想を得てから（1859年）、これをヨーロッパ各国に呼びかけ、ICRCの前身である五人委員会が結成されるまで（1863年）の5年間に合わせて、平成21年から平成25年までの間、「赤十字150年」のキャンペーンを実施することとしています。

日本赤十字社でも、この5年間に「赤十字150年」のキャンペーン期間に定め、赤十字の活動への参加を広く国民に呼びかける機会とします。

「Our world. Your move.」のスローガンのもと、苦しんでいる人を救うために一人ひとりが「今日のアンリー・デュナン」となって行動を起こすことによって、混乱した世界に変革をもたらし、全ての人が希望と秩序を取り戻す力を持てるようにとのコンセプトで実施します。

平成21年度は、東京の原宿表参道における赤十字旗の掲揚と写真展などの開催、郵便事業株式会社からの記念切手の発行、読売新聞への特集記事の掲載、各支部・施設での記念イベントの開催などに取り組みました。また、平成22年2月からは宝塚歌劇団による赤十字の誕生を描いたミュージカル「ソルフェリーノの夜明け」が上演されています。

平成 22 年度も、引き続き、企業・団体等の協力も得て、様々な企画、行事を実施して、さらに多くの人々が、国内外の人道問題に関心を持ち、身近なところから「できること」に取り組むことを支援します。

1 3 職員の資質向上

課題と事業目標

近年、人材育成の重要性がますます指摘されるようになり、企業においても計画的な人材育成の取り組みが求められています。日本赤十字社では、事業を担う人材の育成の一環として、職員の資質向上を図るための研修体系を定め、本社、支部、施設において各種研修を、長期的視野から計画的かつ継続的に実施しています。

(1) 本社が重点的に取り組む研修

全社的な視野に立って職員を指揮、監督する幹部職員を育成するために、「日本赤十字社職員研修体系」をふまえた研修の充実を図ります。



平成 21 年度新規採用職員研修会
(東京都支部での実地研修)

平成 22 年度に本社が実施する主な研修会

新任管理者研修	新任支部事務局長・施設長研修会
	新任副院長研修会
幹部職員養成研修	支部新任事務局次長及び新任部長並びに 医療施設・血液センター等新任事務部長研修会
	基幹幹部職員養成研修会 (事務系課長職)
	中堅幹部職員養成研修会 (事務系係長職)
新入職員研修	新規採用職員研修会 (事務系職員)

(2) 支部・施設が重点的に取り組む研修

赤十字職員としての一体感を醸成し、人事交流の促進及び業務能率の向上に資するため、支部が中心となって研修推進連絡会を設置し、研修体制を整備し各種研修を推進していきます。

14 業務の適正な遂行

課題と事業目標

昨今、企業等におけるコンプライアンス（法令遵守）の確保が重要な課題となっています。コンプライアンスとは、業務を行ううえで法令を遵守し、適正なルールに則った活動を行うことであり、組織において、各施設・部署や職員が、明確な内部統制のもとに行動することが重要になります。

日本赤十字社は、公的使命のもと、国民の善意に支えられて活動を行っていることから、常にコンプライアンスを保ち、業務を適正に行い、国民への説明責任を十分に果たす必要があります。

平成22年度は、特に優先的事項として、法令遵守への取り組み、適正な情報システム管理体制の構築を進めるとともに、全社的な財務管理の視点に立って、効率的・効果的な資産の運用・活用を推進します。

（1）法令遵守への取り組み

支部・施設に対する内部監査として、本社職員が施設を訪問して実施する指導監査に加え、平成21年度に引き続き書面による監査を実施し、法令及び社内規程遵守の徹底を図ります。

また、平成21年度に制定した公益通報についての社内規程の適切な運用にあたり、制度の仕組みや法令遵守の重要性について、職場内の理解促進に努めます。

（2）全社的な財務管理の視点に立った取り組みの推進

全社的な財務管理の視点に立って、効率的・効果的な資産の運用・活用を推進します。

特に、全社的に金融資産と外部借入金の大幅な両建てとなっている状況については、平成16年度に創設した「総合資金制度」を拡充し、日本赤十字社が保有する各種資金の有効活用を図ります。

また多額な設備投資に要する金融機関からの資金調達では、赤十字の各施設間で調達条件に格差があり、その是正を目的とした本社一括借入方式や複数の金融機関から構成されるシンジケート団を組成し同一の条件に基づく借入れなどの導入を検討します。

さらに金融機関への与信力向上を図るためのIR（財務情報の提供）活動の実施に向けた取り組みを行います。

(3) 適正な情報システム管理体制の構築

近年、企業・団体が保有する個人情報の漏洩が相次ぎ、特にコンピュータ等を介したデータの流出が大きな社会問題となっています。また、コンピュータソフトウェアの著作権保護のため、ソフトウェアライセンスを適正に取得・使用することが強く求められています。こうした状況をふまえ、日本赤十字社では、本社、支部、医療施設、血液センター等が所有するIT資産を適切に管理するための全社的な体制を構築し、情報漏洩等のリスクを防止し、ソフトウェアライセンスの適正な管理の実施を目指します。

平成22年度は、各支部、施設等におけるIT資産管理ツールの導入、セキュリティ管理規程の制定及び管理担当者を対象とした研修会を実施するなど、統一的な情報システム管理体制構築のための取り組みを行います。